

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に欄に掲げるように改正する。
(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(1 法人設立届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。 ① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し ② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 (注1)「オンライン登記情報提供制度(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。 2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。) ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> <th>株数又は 数</th> <th>金 額 円</th> <th>役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 設立趣意書 ⑤ 設立の時における貸借対照表 ⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し ⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。 (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。 (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。 (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。 (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。 (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときは、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。 (8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。 なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。 (10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 (11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。 (12) 「[給与支払事務所等の開設届出書]提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください)。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (13) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (14) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (15) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。 なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類を別途提出する必要があります。 (16) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください (17) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	氏 名	住 所	株数又は 数	金 額 円	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係						<p>(1 法人設立届出書)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。 ① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し ② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 (注1)「オンライン登記情報提供制度(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。 2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。) ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> <th>株数又は 数</th> <th>金 額 円</th> <th>役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 設立趣意書 ⑤ 設立の時における貸借対照表 ⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し ⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。 (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。 (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。 (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。 (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。 (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときは、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。 (8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。 なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。 (10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 (11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。 (12) 「[給与支払事務所等の開設届出書]提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください)。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (13) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (14) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (15) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。 なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類を別途提出する必要があります。 (16) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください (17) 「※」欄は、記入しないでください。</p>	氏 名	住 所	株数又は 数	金 額 円	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係					
氏 名	住 所	株数又は 数	金 額 円	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係																	
氏 名	住 所	株数又は 数	金 額 円	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係																	

改 正 後	改 正 前
<p>(3 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業監理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書の記載要領等</p> <p>国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第 141 条第 1 号から第 3 号までに規定するものをいいます。以下同じです。)が、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合又は既に有する国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合には、その交付を受けた日又はその増加若しくは減少のあった日の属する事業年度終了日の翌日から 2 月以内に、その事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し提出してください。</p> <p>(注) 国内事業管理親法人株式会社とは、国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式(以下、「国内事業管理株式」といいます。)を有する場合において、内国法人が行う合併、金銭等不交付分割型分割、株式交換(それぞれ法人税法第 61 条の 2 第 2 項、第 4 項、第 8 項に規定するものに限ります。)により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等(外国法人の株式に限ります。)をいいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出書の提出部数 この届出書は、2 通を納税地(3 の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この届出書は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合とその数の増加又は減少があった場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 なお、同時に双方の届出を行う場合には、抹消は不要です。</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地(ただし、国税局長又は国税庁長官からの納税地の指定を受けている場合には、その指定を受けている納税地)を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。</p> <p>(3) 「交付の基因となった事実」欄には、いずれか該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「交付を受けた日」及び「事業年度」の各欄には、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「交付を受けた株式の銘柄」及び「交付を受けた株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数(出資にあっては金額、以下同じです。)を記載してください。</p> <p>(6) 「増加又は減少の基因となった事実」欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の数が増加又は減少することとなった事由を、例えば、「株式分割」、「第三者への譲渡」、「本店移管」又は「株式併合」と記載してください。</p> <p>(7) 「増加又は減少があった日」及び「事業年度」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の増加又は減少があった日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(8) 「増加又は減少した株式の銘柄」、「増加又は減少した株式の数(又は出資の金額)」及び「増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の銘柄、増加又は減少した数(その増加又は減少があった日の属する事業年度中における合計)及び当該事業年度終了の時に有する数を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(3 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業監理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書の記載要領等</p> <p>国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第 141 条第 1 号から第 3 号までに規定するものをいいます。以下同じです。)が、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合又は既に有する国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合には、その交付を受けた日又はその増加若しくは減少のあった日の属する事業年度終了日の翌日から 2 月以内に、その事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し提出してください。</p> <p>(注) 国内事業管理親法人株式会社とは、国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式(以下、「国内事業管理株式」といいます。)を有する場合において、内国法人が行う合併、金銭等不交付分割型分割、株式交換(それぞれ法人税法第 61 条の 2 第 2 項、第 4 項、第 9 項に規定するものに限ります。)により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等(外国法人の株式に限ります。)をいいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出書の提出部数 この届出書は、2 通を納税地(3 の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この届出書は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合とその数の増加又は減少があった場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 なお、同時に双方の届出を行う場合には、抹消は不要です。</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地(ただし、国税局長又は国税庁長官からの納税地の指定を受けている場合には、その指定を受けている納税地)を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。</p> <p>(3) 「交付の基因となった事実」欄には、いずれか該当する口にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「交付を受けた日」及び「事業年度」の各欄には、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「交付を受けた株式の銘柄」及び「交付を受けた株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数(出資にあっては金額、以下同じです。)を記載してください。</p> <p>(6) 「増加又は減少の基因となった事実」欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の数が増加又は減少することとなった事由を、例えば、「株式分割」、「第三者への譲渡」、「本店移管」又は「株式併合」と記載してください。</p> <p>(7) 「増加又は減少があった日」及び「事業年度」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の増加又は減少があった日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(8) 「増加又は減少した株式の銘柄」、「増加又は減少した株式の数(又は出資の金額)」及び「増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の銘柄、増加又は減少した数(その増加又は減少があった日の属する事業年度中における合計)及び当該事業年度終了の時に有する数を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

改正前

(35 申告期限の延長の特例の申請書)

(35 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、又は連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、
 - 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合に使用してください。

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、又は連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、
 - 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から3月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない状況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合に使用してください。

なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中には適用ありません。

なお、これらの規定は、清算中の法人には適用ありません。

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

- 各欄は、次により記載します。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。
--	----------------------------
 - 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。なお、確定申告書にあつては2月以上、連結確定申告書にあつては3月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数()」の()内に記載してください。
 - 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- 各欄は、次により記載します。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書) には、いずれか該当する□にレ印を付してください。
--	----------------------------
 - 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。なお、確定申告書にあつては2月以上、連結確定申告書にあつては3月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数()」の()内に記載してください。
 - 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(39 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。(旧法121①三、平22改正法附則10②)</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) 連結法人である内国法人が平成22年9月30日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日</p> <p>(6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))の前日</p> <p>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(39 青色申告の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日</p> <p>(4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>(5) 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日</p> <p>(6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日</p> <p>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。 このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>(2) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第9項の規定によって提出してください。

- この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
 - 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
 - イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半 製 品
 - ハ 仕 掛 品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
- 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。
 - イ 原 価 法
 - (1) 個別法による原価法
 - (2) 先入先出法による原価法
 - (3) 総平均法による原価法
 - (4) 移動平均法による原価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法
 - (6) 売価還元法による原価法
 - ロ 低 価 法
 - (1) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (2) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (3) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (4) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (6) 売価還元法による原価法に基づく低価法
 (注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正前

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第3項の規定によって提出してください。

- この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
- 各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
 - 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。
 - イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
 - ロ 半 製 品
 - ハ 仕 掛 品（半成工事を含みます。）
 - ニ 主要原材料
 - ホ 補助原材料その他の棚卸資産
 (注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
- 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。
 - イ 原 価 法
 - (1) 個別法による原価法
 - (2) 先入先出法による原価法
 - (3) 総平均法による原価法
 - (4) 移動平均法による原価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法
 - (6) 売価還元法による原価法
 - ロ 低 価 法
 - (1) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (2) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (3) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (4) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (6) 売価還元法による原価法に基づく低価法
 (注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(62 減価償却資産の償却方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等</p> <p>1. この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人を設立した場合</td> <td>設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td> <td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td> </tr> <tr> <td>設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合</td> <td>その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合</td> <td>新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合</td> <td>新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第9項の規定によって提出してください。</p> <p>2. この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。</p> <p>なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。</p> <p>3. 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなります。したがって、その区別ごとに償却方法を明確に記入してください。</p> <p>（注1）建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。</p> <p>2. 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。</p> <p>4. 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。ウ（注）平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5. 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	<p>(62 減価償却資産の償却方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等</p> <p>1. この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人を設立した場合</td> <td>設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合</td> <td>新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限</td> </tr> <tr> <td>設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合</td> <td>その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合</td> <td>新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> <tr> <td>新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合</td> <td>新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）連結法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2. この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。</p> <p>なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。</p> <p>3. 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなります。したがって、その区別ごとに償却方法を明確に記入してください。</p> <p>（注1）建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。</p> <p>2. 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。</p> <p>4. 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。ウ（注）平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5. 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）	公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）	新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
区 分	提 出 期 限																								
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																								
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																								
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
区 分	提 出 期 限																								
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）																								
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限																								
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）																								

改 正 後	改 正 前
<p>(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i) 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人、(ii) 法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93） ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。（以下省略）</p>	<p>(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13） イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。） ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 (追 加)</p> <p>② 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）</p> <p>(2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解 散（適格合併等による解散を除く。） ロ 事業の全部の譲渡 ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。） ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定</p> <p>2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 2 通（調査課所管法人の場合は 3 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。（同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(108 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成22年9月30日以前に解散した清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。(旧法120、平22改正法附則10②)</p> <p>2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。</p> <p>なお、この請求書の提出(還付請求)が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであっても、その提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、<u>1</u>通(調査課所管法人の場合は<u>2</u>通)を納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄</p> <p>イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。</p> <p>(3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(108 継続等の場合の所得税額等の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。</p> <p>2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。</p> <p>なお、この請求書の提出(還付請求)が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであっても、その提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。</p> <p>3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、<u>2</u>通(調査課所管法人の場合は<u>3</u>通)を納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄</p> <p>イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。</p> <p>ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。</p> <p>(3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※課税/不課税		提出法人 (フリガナ)		〒	
		<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親		納税地 電話() -	
平成 年 月 日		代表者氏名 (フリガナ)		〒	
税務署長殿		代表者住所		〒	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号		〒	
	法人名等	部 門		〒	
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期		〒	
	代表者氏名	業 種 番 号		〒	
代表者住所	整 理 簿		〒		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査		〒	
法人税法第135第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記					
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額		_____			
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1			
	還付法人税額	2			
	繰越控除された法人税額	3			
仮装経理法人税額(1-2-3)	4				
法人税法第135第4項に規定する事実の生じた日		平成 年 月 日			
(生じた事実の詳細)					
(その他参考となるべき事項)					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		貯金口座の記号番号 _____ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		
税 理 士 署 名 押 印		_____ (規格 A4)			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
通信日付印		年 月 日	確認 印		

22.06 改正

改 正 前

(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※課税/不課税		提出法人 (フリガナ)		〒	
		<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親		納税地 電話() -	
平成 年 月 日		代表者氏名 (フリガナ)		〒	
税務署長殿		代表者住所		〒	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	整理番号		〒	
	法人名等	部 門		〒	
	本店又は主たる事務所の所在地	決 算 期		〒	
	代表者氏名	業 種 番 号		〒	
代表者住所	整 理 簿		〒		
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査		〒	
法人税法第134条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記					
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額		_____			
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1			
	還付法人税額	2			
	繰越控除された法人税額	3			
仮装経理法人税額(1-2-3)	4				
法人税法第134条の2第4項に規定する事実の生じた日		平成 年 月 日			
(生じた事実の詳細)					
(その他参考となるべき事項)					
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		貯金口座の記号番号 _____ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		
税 理 士 署 名 押 印		_____ (規格 A4)			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
通信日付印		年 月 日	確認 印		

21.06

改 正 後	改 正 前
<p>(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成 21 年 4 月 1 日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といい封。）第 135 条第 4 項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更正手続開始の決定があったこと。 (2) 再生手続開始の決定があったこと。 (3) 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (4) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第 60 条の 2 第 1 項で定めるものがあつたこと（(3)に掲げるものを除き封。）。</p> <p>2 この請求書は、法第 135 条第 4 項に規定する事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の付加決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額 20」欄の「差引減少（一印）する法人税額」を（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第 135 条第 2 項、第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がある法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成 21 年 4 月 1 日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といい封。）第 134 条の 2 第 4 項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の決定があつたこと (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたこと。 (3) 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実 (4) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第 60 条の 2 第 1 項で定めるものがあつたこと（(3)に掲げるものを除き封。）。</p> <p>2 この請求書は、法第 134 条の 2 第 4 項に規定する事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に 2 通（調査課所管法人の場合は 3 通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の付加決定通知書の「差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額 20」欄の「差引減少（一印）する法人税額」を（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄 イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。 ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第 134 条の 2 第 2 項、第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。 ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がある法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

改正前

(121 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(121 適格分社型分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

※整理番号 ※電話/ファクス番号		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書	
		※整理番号 ※電話/ファクス番号	
税務署長殿 平成 年 月 日	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -
	(フリガナ) 代表者住所	〒	業
	(フリガナ) 事業種目	〒	業
	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	業
	(フリガナ) 代表者住所	〒	業
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 〔第66条の2第9項 第68条の85の4第9項〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割承継法人等		法人名等 納 税 地 代表者氏名	〒
適格分割等の年月日 平成 年 月 日			
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所 在 地	〒	
	面 積	m ²	譲 渡 年 月 日 平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地	〒	
	面 積	m ²	取 得 年 月 日 平成 年 月 日
取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

22-06 改正

(規格 A 4)

※整理番号 ※電話/ファクス番号		適格分社型分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書	
		※整理番号 ※電話/ファクス番号	
税務署長殿 平成 年 月 日	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -
	(フリガナ) 代表者住所	〒	業
	(フリガナ) 事業種目	〒	業
	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	業
	(フリガナ) 代表者住所	〒	業
適格分社型分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 〔第66条の2第9項 第68条の85の4第9項〕の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割承継法人等		法人名等 納 税 地 代表者氏名	〒
適格分社型分割等の年月日 平成 年 月 日			
他 の 土 地 等 譲 渡 し た 等	所 在 地	〒	
	面 積	m ²	譲 渡 年 月 日 平成 年 月 日
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地	〒	
	面 積	m ²	取 得 年 月 日 平成 年 月 日
取得価額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額 (その他参考となるべき事項)	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)	
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

21-06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(121 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 66 条の 2 第 1 項又は第 68 条の 85 の 4 第 1 項(平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(121 適格分社型分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 66 条の 2 第 1 項又は第 68 条の 85 の 4 第 1 項(平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分社型分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときにおいて、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 「適格分社型分割等の年月日」欄には、適格分社型分割等の年月日を記載してください。 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後																																																																																																																																									
(130 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)																																																																																																																																									
適格分割等による期中損金経理額等の 損金算入に関する届出書の記載要領等																																																																																																																																									
<p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物出資を除き、同法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また法第 31 条第 3 項及び第 32 条第 3 項若しくは法施行令第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第 52 条第 7 項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限ります。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法施行令第 155 条の 6 の規定を含む。）</p>																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税法等</th> <th>法人税法施行規則</th> <th>租税特別措置法</th> <th>租税特別措置法施行規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法 3 1 ㉓</td><td>2 1 の 2</td><td>5 5 の 5 ㉓</td><td>2 1 の 4</td></tr> <tr><td>3 2 ㉓</td><td>2 1 の 3</td><td>6 8 の 4 4 ㉗</td><td>2 2 の 4 6</td></tr> <tr><td>4 2 ㉗</td><td>2 4 の 3</td><td>5 5 の 6 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 4 ㉗</td><td>2 4 の 6</td><td>6 8 の 4 5 ㉞</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 5 ㉗</td><td>2 4 の 7</td><td>5 5 の 7 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 7 ㉗</td><td>2 4 の 8</td><td>6 8 の 4 6 ㉗</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 8 ㉗</td><td>2 4 の 1 0</td><td>5 7 の 5 ㉛</td><td>2 1 の 1 2 ㉒</td></tr> <tr><td>4 9 ㉗</td><td>2 4 の 1 2</td><td>6 8 の 5 5 ㉜</td><td>2 2 の 5 6 ㉒</td></tr> <tr><td>5 0 ㉗</td><td>2 5</td><td>5 7 の 6 ㉜</td><td>2 1 の 1 3</td></tr> <tr><td>5 2 ㉗</td><td>2 5 の 6</td><td>6 8 の 5 6 ㉞</td><td>2 2 の 5 7</td></tr> <tr><td>5 3 ㉗</td><td>2 5 の 8</td><td>5 7 の 8 ㉝</td><td>2 1 の 1 4 ㉓</td></tr> <tr><td>令 1 3 3 の 2 ㉓</td><td>2 7 の 1 8</td><td>6 8 の 5 8 ㉞</td><td>2 2 の 5 8 ㉞</td></tr> <tr><td>1 3 9 の 4 ㉓</td><td>2 8 の 3</td><td>5 8 ㉞</td><td>2 1 の 1 6 ㉓</td></tr> <tr><td>※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）</td><td></td><td>6 8 の 6 1 ㉞</td><td>2 2 の 6 0 ㉞</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5 6 ㉞</td><td>2 1 の 7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 8 の 4 8 ㉞</td><td>2 2 の 4 9</td></tr> </tbody> </table>	法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則	法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4	3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6	4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠	4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠	4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒	4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒	5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3	5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7	5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓	令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 8	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞	1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 3	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓	※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞			5 6 ㉞	2 1 の 7			6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税法等</th> <th>法人税法施行規則</th> <th>租税特別措置法</th> <th>租税特別措置法施行規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法 3 1 ㉓</td><td>2 1 の 2</td><td>5 5 の 5 ㉓</td><td>2 1 の 4</td></tr> <tr><td>3 2 ㉓</td><td>2 1 の 3</td><td>6 8 の 4 4 ㉗</td><td>2 2 の 4 6</td></tr> <tr><td>4 2 ㉗</td><td>2 4 の 3</td><td>5 5 の 6 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 4 ㉗</td><td>2 4 の 6</td><td>6 8 の 4 5 ㉞</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 5 ㉗</td><td>2 4 の 7</td><td>5 5 の 7 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 7 ㉗</td><td>2 4 の 8</td><td>6 8 の 4 6 ㉗</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 8 ㉗</td><td>2 4 の 1 0</td><td>5 7 の 5 ㉛</td><td>2 1 の 1 2 ㉒</td></tr> <tr><td>4 9 ㉗</td><td>2 4 の 1 2</td><td>6 8 の 5 5 ㉜</td><td>2 2 の 5 6 ㉒</td></tr> <tr><td>5 0 ㉗</td><td>2 5</td><td>5 7 の 6 ㉜</td><td>2 1 の 1 3</td></tr> <tr><td>5 2 ㉗</td><td>2 5 の 6</td><td>6 8 の 5 6 ㉞</td><td>2 2 の 5 7</td></tr> <tr><td>5 3 ㉗</td><td>2 5 の 8</td><td>5 7 の 8 ㉝</td><td>2 1 の 1 4 ㉓</td></tr> <tr><td>令 1 3 3 の 2 ㉓</td><td>2 7 の 1 8</td><td>6 8 の 5 8 ㉞</td><td>2 2 の 5 8 ㉞</td></tr> <tr><td>1 3 9 の 4 ㉓</td><td>2 8 の 3</td><td>5 8 ㉞</td><td>2 1 の 1 6 ㉓</td></tr> <tr><td>※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）</td><td></td><td>6 8 の 6 1 ㉞</td><td>2 2 の 6 0 ㉞</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5 6 ㉞</td><td>2 1 の 7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 8 の 4 8 ㉞</td><td>2 2 の 4 9</td></tr> </tbody> </table>	法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則	法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4	3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6	4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠	4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠	4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒	4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒	5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3	5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7	5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓	令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 8	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞	1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 3	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓	※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞			5 6 ㉞	2 1 の 7			6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9
法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則																																																																																																																																						
法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4																																																																																																																																						
3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6																																																																																																																																						
4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒																																																																																																																																						
4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒																																																																																																																																						
5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3																																																																																																																																						
5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7																																																																																																																																						
5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓																																																																																																																																						
令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 8	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞																																																																																																																																						
1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 3	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓																																																																																																																																						
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞																																																																																																																																						
		5 6 ㉞	2 1 の 7																																																																																																																																						
		6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9																																																																																																																																						
法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則																																																																																																																																						
法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4																																																																																																																																						
3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6																																																																																																																																						
4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒																																																																																																																																						
4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒																																																																																																																																						
5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3																																																																																																																																						
5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7																																																																																																																																						
5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓																																																																																																																																						
令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 8	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞																																																																																																																																						
1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 3	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓																																																																																																																																						
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞																																																																																																																																						
		5 6 ㉞	2 1 の 7																																																																																																																																						
		6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9																																																																																																																																						
<p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。</p> <p>(4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>																																																																																																																																									

改 正 前																																																																																																																																									
(130 適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)																																																																																																																																									
適格分社型分割等による期中損金経理額等の 損金算入に関する届出書の記載要領等																																																																																																																																									
<p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む。）</p>																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税法等</th> <th>法人税法施行規則</th> <th>租税特別措置法</th> <th>租税特別措置法施行規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法 3 1 ㉓</td><td>2 1 の 2</td><td>5 5 の 5 ㉓</td><td>2 1 の 4</td></tr> <tr><td>3 2 ㉓</td><td>2 1 の 3</td><td>6 8 の 4 4 ㉗</td><td>2 2 の 4 6</td></tr> <tr><td>4 2 ㉗</td><td>2 4 の 3</td><td>5 5 の 6 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 4 ㉗</td><td>2 4 の 6</td><td>6 8 の 4 5 ㉞</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 5 ㉗</td><td>2 4 の 7</td><td>5 5 の 7 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 7 ㉗</td><td>2 4 の 8</td><td>6 8 の 4 6 ㉗</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 8 ㉗</td><td>2 4 の 1 0</td><td>5 7 の 5 ㉛</td><td>2 1 の 1 2 ㉒</td></tr> <tr><td>4 9 ㉗</td><td>2 4 の 1 2</td><td>6 8 の 5 5 ㉜</td><td>2 2 の 5 6 ㉒</td></tr> <tr><td>5 0 ㉗</td><td>2 5</td><td>5 7 の 6 ㉜</td><td>2 1 の 1 3</td></tr> <tr><td>5 2 ㉗</td><td>2 5 の 6</td><td>6 8 の 5 6 ㉞</td><td>2 2 の 5 7</td></tr> <tr><td>5 3 ㉗</td><td>2 5 の 8</td><td>5 7 の 8 ㉝</td><td>2 1 の 1 4 ㉓</td></tr> <tr><td>令 1 3 3 の 2 ㉓</td><td>2 7 の 1 7</td><td>6 8 の 5 8 ㉞</td><td>2 2 の 5 8 ㉞</td></tr> <tr><td>1 3 9 の 4 ㉓</td><td>2 8 の 2</td><td>5 8 ㉞</td><td>2 1 の 1 6 ㉓</td></tr> <tr><td>※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）</td><td></td><td>6 8 の 6 1 ㉞</td><td>2 2 の 6 0 ㉞</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5 6 ㉞</td><td>2 1 の 7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 8 の 4 8 ㉞</td><td>2 2 の 4 9</td></tr> </tbody> </table>	法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則	法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4	3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6	4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠	4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠	4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒	4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒	5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3	5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7	5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓	令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 7	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞	1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 2	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓	※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞			5 6 ㉞	2 1 の 7			6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人税法等</th> <th>法人税法施行規則</th> <th>租税特別措置法</th> <th>租税特別措置法施行規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法 3 1 ㉓</td><td>2 1 の 2</td><td>5 5 の 5 ㉓</td><td>2 1 の 4</td></tr> <tr><td>3 2 ㉓</td><td>2 1 の 3</td><td>6 8 の 4 4 ㉗</td><td>2 2 の 4 6</td></tr> <tr><td>4 2 ㉗</td><td>2 4 の 3</td><td>5 5 の 6 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 4 ㉗</td><td>2 4 の 6</td><td>6 8 の 4 5 ㉞</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 5 ㉗</td><td>2 4 の 7</td><td>5 5 の 7 ㉞</td><td>2 1 の 5 ㉠</td></tr> <tr><td>4 7 ㉗</td><td>2 4 の 8</td><td>6 8 の 4 6 ㉗</td><td>2 2 の 4 7 ㉠</td></tr> <tr><td>4 8 ㉗</td><td>2 4 の 1 0</td><td>5 7 の 5 ㉛</td><td>2 1 の 1 2 ㉒</td></tr> <tr><td>4 9 ㉗</td><td>2 4 の 1 2</td><td>6 8 の 5 5 ㉜</td><td>2 2 の 5 6 ㉒</td></tr> <tr><td>5 0 ㉗</td><td>2 5</td><td>5 7 の 6 ㉜</td><td>2 1 の 1 3</td></tr> <tr><td>5 2 ㉗</td><td>2 5 の 6</td><td>6 8 の 5 6 ㉞</td><td>2 2 の 5 7</td></tr> <tr><td>5 3 ㉗</td><td>2 5 の 8</td><td>5 7 の 8 ㉝</td><td>2 1 の 1 4 ㉓</td></tr> <tr><td>令 1 3 3 の 2 ㉓</td><td>2 7 の 1 7</td><td>6 8 の 5 8 ㉞</td><td>2 2 の 5 8 ㉞</td></tr> <tr><td>1 3 9 の 4 ㉓</td><td>2 8 の 2</td><td>5 8 ㉞</td><td>2 1 の 1 6 ㉓</td></tr> <tr><td>※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）</td><td></td><td>6 8 の 6 1 ㉞</td><td>2 2 の 6 0 ㉞</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>5 6 ㉞</td><td>2 1 の 7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 8 の 4 8 ㉞</td><td>2 2 の 4 9</td></tr> </tbody> </table>	法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則	法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4	3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6	4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠	4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠	4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠	4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒	4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒	5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3	5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7	5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓	令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 7	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞	1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 2	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓	※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞			5 6 ㉞	2 1 の 7			6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9
法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則																																																																																																																																						
法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4																																																																																																																																						
3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6																																																																																																																																						
4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒																																																																																																																																						
4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒																																																																																																																																						
5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3																																																																																																																																						
5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7																																																																																																																																						
5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓																																																																																																																																						
令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 7	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞																																																																																																																																						
1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 2	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓																																																																																																																																						
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞																																																																																																																																						
		5 6 ㉞	2 1 の 7																																																																																																																																						
		6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9																																																																																																																																						
法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則																																																																																																																																						
法 3 1 ㉓	2 1 の 2	5 5 の 5 ㉓	2 1 の 4																																																																																																																																						
3 2 ㉓	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ㉗	2 2 の 4 6																																																																																																																																						
4 2 ㉗	2 4 の 3	5 5 の 6 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 4 ㉗	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ㉞	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 5 ㉗	2 4 の 7	5 5 の 7 ㉞	2 1 の 5 ㉠																																																																																																																																						
4 7 ㉗	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ㉗	2 2 の 4 7 ㉠																																																																																																																																						
4 8 ㉗	2 4 の 1 0	5 7 の 5 ㉛	2 1 の 1 2 ㉒																																																																																																																																						
4 9 ㉗	2 4 の 1 2	6 8 の 5 5 ㉜	2 2 の 5 6 ㉒																																																																																																																																						
5 0 ㉗	2 5	5 7 の 6 ㉜	2 1 の 1 3																																																																																																																																						
5 2 ㉗	2 5 の 6	6 8 の 5 6 ㉞	2 2 の 5 7																																																																																																																																						
5 3 ㉗	2 5 の 8	5 7 の 8 ㉝	2 1 の 1 4 ㉓																																																																																																																																						
令 1 3 3 の 2 ㉓	2 7 の 1 7	6 8 の 5 8 ㉞	2 2 の 5 8 ㉞																																																																																																																																						
1 3 9 の 4 ㉓	2 8 の 2	5 8 ㉞	2 1 の 1 6 ㉓																																																																																																																																						
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ㉑㉒）		6 8 の 6 1 ㉞	2 2 の 6 0 ㉞																																																																																																																																						
		5 6 ㉞	2 1 の 7																																																																																																																																						
		6 8 の 4 8 ㉞	2 2 の 4 9																																																																																																																																						
<p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。</p> <p>(4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>																																																																																																																																									

改 正 後	改 正 前
<p>(131 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を 有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。)をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第 32 条第 5 項(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出)又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法第 32 条第 4 項第 2 号ハに規定する繰延資産について、法施行令第 14 条第 1 項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。</p> <p>(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(131 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を 有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第 32 条第 5 項(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出)又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法第 32 条第 4 項第 2 号ハに規定する繰延資産について、法施行令第 14 条第 1 項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p>(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。</p> <p>(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(132 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

		適格分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号		
				※課税/不課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> 法人名等				
		<input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 法人	納 税 地	〒		
			電話() -			
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名		◎	
			代 表 者 住 所	〒		
		事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整 理 番 号			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -	税 務 署 部 門			
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期			
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号			
	事 業 種 目	業	整 理 簿			
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課			
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。 記						
適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等				
		納 税 地				
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日						
取 得 又 は 改 良 を す る こ と が 見 込 ま れ る 固 定 資 産		種 類、構 造 及 び 規 模		円		
		取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額				
		取 得 又 は 改 良 予 定 日		年 月 日		
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円						
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)						
(規格 A 4)						
税 理 士 署 名 押 印		◎				
※税務署 処理欄	部門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	
					通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

22.06 改正

改 正 前

(132 適格分社型分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

		適格分社型分割等による国庫補助金等 に係る期中特別勘定の金額の 損金算入に関する届出書		※整理番号		
				※課税/不課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> 法人名等				
		<input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 法人	納 税 地	〒		
			電話() -			
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名		◎	
			代 表 者 住 所	〒		
		事 業 種 目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 整 理 番 号			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -	税 務 署 部 門			
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期			
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号			
	事 業 種 目	業	整 理 簿			
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親 署 ⇒ 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 ⇒ 調 査 課			
適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。 記						
適 格 分 社 型 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等		法 人 名 等				
		納 税 地				
		代 表 者 氏 名				
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日						
取 得 又 は 改 良 を す る こ と が 見 込 ま れ る 固 定 資 産		種 類、構 造 及 び 規 模		円		
		取 得 又 は 改 良 に 要 す る 金 額				
		取 得 又 は 改 良 予 定 日		年 月 日		
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円						
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)						
(規格 A 4)						
税 理 士 署 名 押 印		◎				
※税務署 処理欄	部門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	
					通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(132 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 7 項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 6 項の適格分割に係る同項第 1 号の分割承継法人等又は第 2 号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 6 項第 2 号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三（一））を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(132 適格分社型分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 社 型 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 7 項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 6 項の適格分社型分割に係る同項第 1 号又は 2 号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 6 項第 2 号の規定により、分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三（一））を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(133 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同項第 2 号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(133 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。）に係る同項第 2 号イ若しくはロの分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。）又は第 2 号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る同項第 3 号イ若しくはロの分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。）について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロ又は第 3 号ロの規定により、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p>(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>(8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(134 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第 48 条第 9 項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(134 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第 48 条第 9 項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号の<u>適格分割型分割(以下「適格分割型分割」といいます。)</u>に係る同項第 2 号の<u>分割承継法人(以下「分割承継法人」といいます。)</u>又は同項第 3 号の<u>適格分社型分割等(以下「適格分社型分割等」といいます。)</u>に係る同項第 3 号の分割承継法人等(以下「分割承継法人等」といいます。)について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、<u>適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日</u>を記載してください。</p> <p>(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第 1 項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第 1 項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第 48 条第 1 項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から 2 年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第 8 項第 2 号又は第 3 号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第 1 項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、<u>分割承継法人又は分割承継法人等</u>が保険金等で代替資産等を取得又は改良するために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」欄は、<u>分割承継法人又は分割承継法人等</u>に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 <u>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について</u>国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(135 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の 2 第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「国外所得金額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「事業年度」欄は、分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4) 「控除限度額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6 「※」欄は、記載しないでください。 7 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(135 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、同条第 6 項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の 2 第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。 3 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「国外所得金額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「事業年度」欄は、分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4) 「控除限度額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 <ol style="list-style-type: none"> イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前 3 年内事業年度又は分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の 2 第 8 項若しくは第 9 項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 8 項若しくは第 9 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6 「※」欄は、記載しないでください。 7 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

改 正 前

(136 適格分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)

(136 適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※経理/簿記		※整理番号	
		※経理/簿記	
平成 年 月 日 税務署長殿		代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) □□ 法人名等 単連体結 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目
法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) □□ 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	※整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	(フリガナ) □□ 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目
適格分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第 64 条第 10 項(措置法第 64 条の 2 第 14 項において準用する場合を含みます。) 第 68 条の 70 第 9 項(措置法第 68 条の 71 第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 65 条第 6 項・第 68 条の 72 第 6 項 第 64 条の 2 第 3 項・第 68 条の 71 第 4 項 により下記のとおり届出を行い、また、 措置法施行令(第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項 第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項)の規定により、書類の提出を行います。 記			
適格分割等に係る分割承継法人等 法人名等 納税地 代表者氏名			
適格分割等の日 取用等のあった日又は、換地処分等のあった日 取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額 交換取得資産の価額		年 月 日 年 月 日 円 円	
代替資産又は交換取得資産 種類 構造 規模 取得(予定)日		年 月 日 年 月 日 円 円	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項) 提出書類(証明書等)			
税理士署名押印		税理士署名押印	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
整理簿	備考	通信日付印	年月日
確認印			

適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※経理/簿記		※整理番号	
		※経理/簿記	
平成 年 月 日 税務署長殿		代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) □□ 法人名等 単連体結 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目
法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) □□ 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	※整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	(フリガナ) □□ 法人名等 本店又は主たる事務所の所在地 代表者氏名 代表者住所 事業種目
適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第 64 条第 10 項(措置法第 64 条の 2 第 14 項において準用する場合を含みます。) 第 68 条の 70 第 9 項(措置法第 68 条の 71 第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 65 条第 6 項・第 68 条の 72 第 6 項 第 64 条の 2 第 3 項・第 68 条の 71 第 4 項 により下記のとおり届出を行い、また、 措置法施行令(第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項 第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項)の規定により、書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に係る分割承継法人等 法人名等 納税地 代表者氏名			
適格分社型分割等の日 取用等のあった日又は、換地処分等のあった日 取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額 交換取得資産の価額		年 月 日 年 月 日 円 円	
代替資産又は交換取得資産 種類 構造 規模 取得(予定)日		年 月 日 年 月 日 円 円	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項) 提出書類(証明書等)			
税理士署名押印		税理士署名押印	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
整理簿	備考	通信日付印	年月日
確認印			

22.06 改正

20.06 改正

改 正 後													
(136 適格分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)													
適格分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い 取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定 に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等													
1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配)をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 64 条の 2 第 2 項及び第 68 条の 71 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定にもとづき、取用等又は取用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>根 拠 条 文</th> <th>届 出 根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)</td> <td>措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)</td> </tr> <tr> <td>(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項</td> <td>措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項</td> </tr> <tr> <td>(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定</td> <td>措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項</td> <td>措置法第 68 条の 71 第 4 項</td> </tr> </tbody> </table>		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)	(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項	(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 68 条の 71 第 4 項
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文											
(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)											
(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項											
(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 68 条の 71 第 4 項											
2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。													
3 届出書の各欄は、次により記載してください。													
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。													
(2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。													
(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。													
(4) 「適格分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。													
(5) 「取用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する取用等のあった日又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。													
(6) 「取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する取用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する取用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。													
(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。													
(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。													
(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。													
(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。)又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。													
(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。													
(12) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。													
(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。													
(14) 「※」欄は、記載しないでください。													
4 留意事項													
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。													

改 正 前													
(136 適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)													
適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い 取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定 に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等													
1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立)をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、取用等又は取用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>根 拠 条 文</th> <th>届 出 根 拠 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)</td> <td>措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)</td> </tr> <tr> <td>(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額</td> <td>措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項</td> <td>措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項</td> </tr> <tr> <td>(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定</td> <td>措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項</td> <td>措置法第 68 条の 71 第 4 項</td> </tr> </tbody> </table>		根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文	(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)	(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項	(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 68 条の 71 第 4 項
	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文											
(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)											
(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項											
(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 68 条の 71 第 4 項											
2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。													
3 届出書の各欄は、次により記載してください。													
(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。													
(2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。													
(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。													
(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。													
(5) 「取用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する取用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。													
(6) 「取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する取用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する取用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。													
(7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。													
(8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。													
(9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。													
(10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。)又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。													
(11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。													
(12) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。													
(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。													
(14) 「※」欄は、記載しないでください。													
4 留意事項													
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。													

改 正 後

改 正 前

(137 適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(137 適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

※整理番号 ※継行・再録		適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書	
		平成 年 月 日	
税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ)	
	単連体結	納税地	〒
	法親人法人	代表者氏名	〒
	代表者住所	〒	業
	事業種目	業	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	業種番号
	代表者住所	〒	整理簿
	事業種目	業	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
※ 整理番号 ※ 部 門 ※ 決 算 期 ※ 業 種 番 号 ※ 整 理 簿 ※ 回 付 先			
適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法(第64条の2第5項 第68条の71第6項)の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等 法人名等	適格分割・適格現物出資	
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の年月日	年 月 日		
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円		
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円		
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの 期中特別勘定の金額に係るもの	円	
取得する見込み である代替資産	種類及び構造 規模	年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日
確認 印			

※整理番号 ※継行・再録		適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書	
		平成 年 月 日	
税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ)	
	単連体結	納税地	〒
	法親人法人	代表者氏名	〒
	代表者住所	〒	業
	事業種目	業	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	業種番号
	代表者住所	〒	整理簿
	事業種目	業	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
※ 整理番号 ※ 部 門 ※ 決 算 期 ※ 業 種 番 号 ※ 整 理 簿 ※ 回 付 先			
適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法(第64条の2第5項 第68条の71第6項)の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適格分割等に係る 分割承継法人等	適格分割等 法人名等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立	
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割型又は適格分社型分割等の年月日	年 月 日		
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額	円		
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額	円		
補償金、対価 又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの 期中特別勘定の金額に係るもの	円	
取得する見込み である代替資産	種類及び構造 規模	年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日
確認 印			

22.06 改正

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(137 適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による取用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に取用等に係る特別勘定を金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 64 条の 2 第 5 項・第 68 条の 71 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号に規定する補償金、対価又は清算金額を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(137 適格分割等による取用等に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による取用等に係る特別勘定金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に取用等に係る特別勘定金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 64 条の 2 第 5 項・第 68 条の 71 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定金額」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定金額」欄は措置法第 64 条の 2 第 4 項・第 68 条の 71 第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する期中特別勘定金額を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定金額又は期中特別勘定金額に係る措置法第 64 条の 2 第 4 項第 2 号又は第 3 号・第 68 条の 71 第 5 項第 2 号又は第 3 号に規定する補償金、対価又は清算金額を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

届出書受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人		※課税/課税	
納税地 〒 _____ 電話() - _____		(フリガナ) 代表者氏名 〒 _____		業	
代表者住所 〒 _____		事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____		※	整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名 〒 _____		税	部 門	
	代表者住所 〒 _____		務	決 算 期	
	事業種目		署	業 種 番 号	
			処	整 理 簿	
		理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第 65 条の 8 第 5 項 又は 第 68 条の 79 第 6 項) 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第 21 条第 5 項 第 26 条の 6 第 6 項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る		適格分割等		適格分割・適格現物出資	
分割承継法人等		法人名等			
		納税地			
		代表者氏名			
適格分割		の年月日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額				円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額				円	
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産		種 類			
		所 在 地			
		規模(土地の場合は面積)			
譲渡する見込みである資産		譲 渡 年 月 日		年 月 日	
		種 類 及 び 構 造			
		所 在 地			
		規模(土地の場合は面積)			
取得する見込みである資産		取 得 予 定 日		年 月 日	
適用を受けることとしている表の各号の区分				号	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
					通信日付印
					年 月 日
					確 認 印

20.06改正

届出書受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号	
		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人		※課税/課税	
納税地 〒 _____ 電話() - _____		(フリガナ) 代表者氏名 〒 _____		業	
代表者住所 〒 _____		事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____		※	整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名 〒 _____		税	部 門	
	代表者住所 〒 _____		務	決 算 期	
	事業種目		署	業 種 番 号	
			処	整 理 簿	
		理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第 65 条の 8 第 5 項 又は 第 68 条の 79 第 6 項) 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第 21 条第 5 項 第 26 条の 6 第 6 項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る		適格分割等		適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立	
分割承継法人等		法人名等			
		納税地			
		代表者氏名			
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		の年月日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額				円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額				円	
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産		種 類			
		所 在 地			
		規模(土地の場合は面積)			
譲渡する見込みである資産		譲 渡 年 月 日		年 月 日	
		種 類 及 び 構 造			
		所 在 地			
		規模(土地の場合は面積)			
取得する見込みである資産		取 得 予 定 日		年 月 日	
適用を受けることとしている表の各号の区分				号	
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
					通信日付印
					年 月 日
					確 認 印

20.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第 5 項・第 26 条の 6 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 18 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第 5 項・第 26 条の 6 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等）にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 18 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(139 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(139 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 ※整理番号 ※課税/非課税		発出日	(フリガナ)	※整理番号	
		平成 年 月 日	法人名等	部 門	
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目	単 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親 署 → 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 → 調査課	納 税 地	電話 () -	業
			事業種目	業	
適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第 65 条の 12 第 6 項 第 68 条の 83 第 7 項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地				
	規模				
	譲渡年月日	年 月 日			
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		④			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
				通信日付印	年月日
					確認印

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 ※整理番号 ※課税/非課税		発出日	(フリガナ)	※整理番号	
		平成 年 月 日	法人名等	部 門	
連 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目	単 体 結 法 親 人 法 人 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親 署 → 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 → 調査課	納 税 地	電話 () -	業
			事業種目	業	
適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第 65 条の 12 第 6 項 第 68 条の 83 第 7 項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立			
分割承継法人等	法人名等				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地				
	規模				
	譲渡年月日	年 月 日			
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年 月 日			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		④			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
				通信日付印	年月日
					確認印

22.06 改正

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(139 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p>適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第 6 項・第 68 条の 83 第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(139 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p>適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第 6 項・第 68 条の 83 第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 83 第 6 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(140 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等による認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号		
		※課税処理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 結納税地 <input type="checkbox"/> 法親 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 人法 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 人 代表者住所 事業種目	〒	電話() -	
	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒	業	
	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	〒 〒 〒 〒 〒	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課	
	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒	業	
	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	〒 〒 〒 〒 〒	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の14第6項 第68条の85第7項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記				
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資		
分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の年月日		年 月 日		
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円		
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円		
所有隣接土地等	種類			
	所在地			
	規模			
	譲渡年月日	年 月 日		
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印		Ⓢ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
		整理 簿	備考	
		通信日付印	年月日	
		確認 印		

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(140 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割等による認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書		※整理番号		
		※課税処理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 結納税地 <input type="checkbox"/> 法親 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 人法 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 人 代表者住所 事業種目	〒	電話() -	
	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒	業	
	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	〒 〒 〒 〒 〒	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課	
	(フリガナ) 法人名等 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒	業	
	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	〒 〒 〒 〒 〒	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の14第6項 第68条の85第7項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記				
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立		
分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割型又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日		
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円		
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円		
所有隣接土地等	種類			
	所在地			
	規模			
	譲渡年月日	年 月 日		
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税理士署名押印		Ⓢ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
		整理 簿	備考	
		通信日付印	年月日	
		確認 印		

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(140 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 14 第 6 項、又は第 68 条の 85 第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項第 2 号・同法第 68 条の 85 第 6 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項第 2 号・同法第 68 条の 85 第 6 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項又は第 68 条の 85 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項又は第 68 条の 85 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(140 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 14 第 6 項、又は第 68 条の 85 第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号・同法第 68 条の 85 第 6 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項第 2 号又は同項第 3 号・同法第 68 条の 85 第 6 項第 2 号又は第 3 号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項又は第 68 条の 85 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第 5 項又は第 68 条の 85 第 6 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(141 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(141 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

※整理番号 ※課税/非課税		適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書	
		※整理番号 ※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒
	体結	電話() -	
	法親	(フリガナ)	
	法人	代表者氏名	Ⓣ
人	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 届出の 対象が 連続子 法人で ある場 合に限 り記載	(フリガナ)		※
	法人名等		整理番号
	〒	(局 署)	部 門
	本店又は主たる 事務所所在地	電話() -	決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
代表者住所	〒	回 付 先	
事業種目		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第67条の4第7項 第68条の102第8項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割・適格現物出資	
分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割等の年月日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
転 廃 業 助 成 金 等	転廃業 助成金 の金額	特別勘定 の金額に 係るもの	円
	転廃業 助成金 の金額	期中特別 勘定の金 額に係る もの	円
転廃業助成金等の名称			
取得する見込み である固定資産	種 類		
	取得予定日	年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日
		確 認 印	

※整理番号 ※課税/非課税		適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書	
		※整理番号 ※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒
	体結	電話() -	
	法親	(フリガナ)	
	法人	代表者氏名	Ⓣ
人	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 届出の 対象が 連続子 法人で ある場 合に限 り記載	(フリガナ)		※
	法人名等		整理番号
	〒	(局 署)	部 門
	本店又は主たる 事務所所在地	電話() -	決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
代表者住所	〒	回 付 先	
事業種目		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第67条の4第7項 第68条の102第8項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に係る	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立	
分割承継法人等	法人名等		
	納税地		
	代表者氏名		
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年 月 日	
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円	
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円	
転 廃 業 助 成 金 等	転廃業 助成金 の金額	特別勘定 の金額に 係るもの	円
	転廃業 助成金 の金額	期中特別 勘定の金 額に係る もの	円
転廃業助成金等の名称			
取得する見込み である固定資産	種 類		
	取得予定日	年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日
		確 認 印	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(141 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 67 条の 4 第 7 項又は第 68 条の 102 第 8 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(141 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 67 条の 4 第 7 項又は第 68 条の 102 第 8 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は同項第 3 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号又は同項第 3 号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の 4 第 6 項・第 68 条の 102 第 7 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の 4 第 6 項第 2 号又は第 3 号・第 68 条の 102 第 7 項第 2 号又は第 3 号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(142 適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※整理番号(7桁)			
平成 年 月 日 税務署長殿	代表者氏名 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒 _____ 電話() - _____
	単連体結法親人法人 代表者氏名	代表者住所	〒 _____ ⑤
	代表者住所	事業種目	業 _____
	事業種目	業	
	事業種目	業	
届出先(フリガナ) 法人名等 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法 〔第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 68 条の 7 第 11 項 (措置法第 68 条の 7 第 16 項において準用する場合を含みます。)] 若しくは 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) 〔第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)] により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法〔第 65 条の 8 第 3 項 又は、震災特例法〔第 21 条第 3 項 第 26 条の 6 第 4 項〕により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令〔第 39 条の 7 第 56 項 第 39 条の 106 第 45 項〕又は、震災特例法施行令〔第 18 条第 39 項 第 21 条の 5 第 39 項〕により書類の提出を行います。			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日	
譲 渡 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) 譲 渡 日		年 月 日	
買 取 得 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) 取 得 (予 定) 日 表 の 各 号 の 該 当 区 分 減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)		円	
(規 格 A 4)			
税 理 士 署 名 押 印 ⑤			
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

22_06 改正

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※整理番号(7桁)			
平成 年 月 日 税務署長殿	代表者氏名 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒 _____ 電話() - _____
	単連体結法親人法人 代表者氏名	代表者住所	〒 _____ ⑤
	代表者住所	事業種目	業 _____
	事業種目	業	
	事業種目	業	
届出先(フリガナ) 法人名等 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法 〔第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 68 条の 7 第 11 項 (措置法第 68 条の 7 第 16 項において準用する場合を含みます。)] 若しくは 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) 〔第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項において準用する場合を含みます。) 第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項において準用する場合を含みます。)] により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法〔第 65 条の 8 第 3 項 又は、震災特例法〔第 21 条第 3 項 第 26 条の 6 第 4 項〕により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令〔第 39 条の 7 第 57 項 第 39 条の 106 第 47 項〕又は、震災特例法施行令〔第 18 条第 39 項 第 21 条の 5 第 39 項〕により書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日	
譲 渡 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) 譲 渡 日		年 月 日	
買 取 得 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積) 取 得 (予 定) 日 表 の 各 号 の 該 当 区 分 減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 添 付 明 細 (別 表 等) そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)		円	
(規 格 A 4)			
税 理 士 署 名 押 印 ⑤			
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印	

20_06 改正

改 正 後

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)

**適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したときは、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の 7 第 56 項・第 39 条の 106 第 46 項の規定又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・第 21 条の 5 第 39 項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (措置法第 68 条の 79 第 9 項) 震災特例法第 20 条第 7 項 (震災特例法第 21 条第 8 項) 震災特例法第 26 条の 5 第 7 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 9 項)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項) 震災特例法第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項) 震災特例法第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項 震災特例法第 21 条第 2 項 震災特例法第 26 条の 6 第 3 項	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項 震災特例法第 21 条第 3 項 震災特例法第 26 条の 6 第 4 項

- この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 届出書の各欄は、次に記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・同法第 68 条の 78 第 9 項、同法第 65 条の 8 第 8 項・同法第 68 条の 79 第 9 項若しくは震災特例法第 20 条第 7 項・同法第 26 条の 5 第 7 項、同法第 21 条第 8 項・同法第 26 条の 6 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・同法第 68 条の 78 第 9 項、同法第 65 条の 8 第 8 項・同法第 68 条の 79 第 9 項、震災特例法第 20 条第 7 項・同法第 26 条の 5 第 7 項、同法第 21 条第 8 項・同法第 26 条の 6 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が表の第 1 号から第 18 号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
 - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（措置法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第 20 条第 7 項（震災特例法第 21 条第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 26 条の 5 第 7 項（同法第 26 条の 6 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 56 項・同令第 39 条の 106 第 46 項又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・同令第 21 条の 5 第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(142 適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

**適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したときは、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の 7 第 52 項・第 39 条の 106 第 47 項の規定又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・第 21 条の 5 第 39 項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (措置法第 68 条の 79 第 9 項) 震災特例法第 20 条第 7 項 (震災特例法第 21 条第 8 項) 震災特例法第 26 条の 5 第 7 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 9 項)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 15 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項) 震災特例法第 20 条第 9 項 (震災特例法第 21 条第 15 項) 震災特例法第 26 条の 5 第 9 項 (震災特例法第 26 条の 6 第 16 項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項 震災特例法第 21 条第 2 項 震災特例法第 26 条の 6 第 3 項	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項 震災特例法第 21 条第 3 項 震災特例法第 26 条の 6 第 4 項

- この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次に記載してください。
- 届出書の各欄は、次に記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・同法第 68 条の 78 第 9 項、同法第 65 条の 8 第 8 項・同法第 68 条の 79 第 9 項若しくは震災特例法第 20 条第 7 項・同法第 26 条の 5 第 7 項、同法第 21 条第 8 項・同法第 26 条の 6 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・同法第 68 条の 78 第 9 項、同法第 65 条の 8 第 8 項・同法第 68 条の 79 第 9 項、震災特例法第 20 条第 7 項・同法第 26 条の 5 第 7 項、同法第 21 条第 8 項・同法第 26 条の 6 第 9 項又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等）にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が表の第 1 号から第 18 号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
 - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（措置法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第 20 条第 7 項（震災特例法第 21 条第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 26 条の 5 第 7 項（同法第 26 条の 6 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の 8 第 2 項・同法第 68 条の 79 第 3 項、若しくは震災特例法第 21 条第 2 項・同法第 26 条の 6 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 57 項・同令第 39 条の 106 第 47 項又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・同令第 21 条の 5 第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(143 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等 を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額 の減額に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※課税/不課税		※整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	提出人 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	連 結 子 法 人 事 業 種 目	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	業
	適格分割等を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第 65 条の 10 第 6 項又は第 68 条の 81 第 6 項、及び租税特別措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
	適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
	適格分割等の日	年 月 日		
交換譲渡資産 種類 所在地 規模 譲渡年月日	種類 所在地 規模 年 月 日			
交換取得資産 種類 所在地 規模 取得年月日	種類 所在地 規模 年 月 日			
減額した金額	円			
添付明細(別表等) その他参考となるべき事項 提出書類(証明書等)				
税理士署名押印				
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印			

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(143 適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等 を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額 の減額に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※課税/不課税		※整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	提出人 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	連 結 子 法 人 事 業 種 目	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	業
	適格分社型分割等を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第 65 条の 10 第 6 項又は第 68 条の 81 第 6 項、及び租税特別措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
	適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
	適格分社型分割等の日	年 月 日		
交換譲渡資産 種類 所在地 規模 譲渡年月日	種類 所在地 規模 年 月 日			
交換取得資産 種類 所在地 規模 取得年月日	種類 所在地 規模 年 月 日			
減額した金額	円			
添付明細(別表等) その他参考となるべき事項 提出書類(証明書等)				
税理士署名押印				
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業種 番号 整理 簿 備考 通信日付印 年月日 確認 印			

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(143 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における 交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 1 項又は第 68 条の 81 第 1 項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。 「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(143 適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における 交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 1 項又は第 68 条の 81 第 1 項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。 「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第 4 項又は第 68 条の 81 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(144 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※経理/課 ※経理/課		送附先 (フリガナ) □ □ 法人名等 単連体結 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		平成 年 月 日 税務署長殿	
届出の効力を 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	適格分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は土地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。措置法施行令) 第65条の11第6項 第68条の82第6項 若しくは、 第65条の12第15項又は同条第4項 第68条の83第16項又は同条第5項 及び、 第39条の9第18項 第39条の108第20項 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記		
適格分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名			
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日			
交換等 譲渡等 又は 交換取得	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日	年 月 日			
	所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日	年 月 日			
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) その他参考となるべき事項 提出書類(証明書等)		円 円 円			
税 理 士 署 名 押 印		④			
※税務署 処理欄	部門 決算 期	業 種 番 号 整 理 簿	備 考 通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	(規格A4)

22.06改正

改正前

(144 適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書 ※整理番号 ※経理/課 ※経理/課		送附先 (フリガナ) □ □ 法人名等 単連体結 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		平成 年 月 日 税務署長殿	
届出の効力を 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	適格分社型分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は土地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。措置法施行令) 第65条の11第6項 第68条の82第6項 若しくは、 第65条の12第15項又は同条第4項 第68条の83第16項又は同条第5項 及び、 第39条の9第18項 第39条の108第20項 により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名			
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日			
交換等 譲渡等 又は 交換取得	種 類 所 在 地 規 模 譲 渡 年 月 日	年 月 日			
	所 在 地 規 模 取得年月日又は譲受け(予定)年月日	年 月 日			
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) その他参考となるべき事項 提出書類(証明書等)		円 円 円			
税 理 士 署 名 押 印		④			
※税務署 処理欄	部門 決算 期	業 種 番 号 整 理 簿	備 考 通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	(規格A4)

20.06改正

改 正 後	改 正 前																		
<p>(144 適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p>(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文(以下、<u>租税特別措置法</u>を「<u>措置法</u>」といいます。)に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">根拠条文</th> <th style="width: 35%;">届出根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td> <td>措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項</td> <td>措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項</td> </tr> <tr> <td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等</td> <td>措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項</td> <td>措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項第 5 号・第 22 条の 71 第 2 項第 6 号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 9 第 6 項第 5 号・第 22 条の 71 第 6 項第 6 号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 9 第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項	<p>(144 適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p>(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">根拠条文</th> <th style="width: 35%;">届出根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等</td> <td>措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項</td> <td>措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項</td> </tr> <tr> <td>(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等</td> <td>措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項</td> <td>措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 第 2 項第 5 号・第 22 条の 71 第 2 項第 6 号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 9 第 6 項第 5 号・第 22 条の 71 第 6 項第 6 号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第 4 項・第 68 条の 82 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の 9 第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>		根拠条文	届出根拠条文	(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項	(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項																	
	根拠条文	届出根拠条文																	
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第 4 項 措置法第 68 条の 82 第 4 項	措置法第 65 条の 11 第 6 項 措置法第 68 条の 82 第 6 項																	
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第 9 項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第 3 項 措置法第 68 条の 83 第 4 項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第 4 項 措置法第 68 条の 83 第 5 項																	

改 正 後

(145 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人 <input type="checkbox"/> 法人等	(フリガナ)	
	納税地	〒	電話() -
	代表者氏名	(フリガナ)	Ⓢ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※整理番号
	法人名等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
	代表者住所	〒	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
事業種目		業	
租税特別措置法 (第 65 条の 12 第 3 項 第 68 条の 83 第 4 項) の規定による適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記			
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円			
適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円
	譲り受ける予定年月日	.	.
(やむを得ない事情の詳細)			
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓢ
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通信日付印 年 月 日 確 認 印

22.06 改正

改 正 前

(145 適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 単連体結法親人 <input type="checkbox"/> 法人等	(フリガナ)	
	納税地	〒	電話() -
	代表者氏名	(フリガナ)	Ⓢ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		※整理番号
	法人名等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決 算 期
	(フリガナ)		業 種 番 号
	代表者氏名		整 理 簿
	代表者住所	〒	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
事業種目		業	
租税特別措置法 (第 65 条の 12 第 3 項 第 68 条の 83 第 4 項) の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記			
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円			
適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円
	譲り受ける予定年月日	.	.
(やむを得ない事情の詳細)			
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓢ
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通信日付印 年 月 日 確 認 印

20.06 改正

(規格 A4)

(規格 A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(145 適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p>適格分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。)を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分割等に係る措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の 9 第 3 項・第 22 条の 71 第 3 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(145 適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p>適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。)を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第 3 項・第 68 条の 83 第 4 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の 9 第 3 項・第 22 条の 71 第 3 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

改正前

(146 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)

(146 適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※種別/階級			
平成 年 月 日 税務署長殿	長官印 長官印	(フリガナ) 法人名等	
	単連体結 納税地	〒	電話() -
	法親 (フリガナ) 代表者氏名		
	法人 代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 整理番号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法〔第 67 条の 4 第 17 項又は第 18 項 第 68 条の 102 第 18 項又は第 19 項〕及び、 租税特別措置法施行令〔第 39 条の 27 第 15 項 第 39 条の 123 の 2 第 15 項〕により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。			
適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
転 廃 業 助 成 金	金 額 円 上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取得(予定) 改良(予定) 固 定 資 産	種 類 取得(予定)日又は改良(予定)日 年 月 日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※種別/階級			
平成 年 月 日 税務署長殿	長官印 長官印	(フリガナ) 法人名等	
	単連体結 納税地	〒	電話() -
	法親 (フリガナ) 代表者氏名		
	法人 代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業 事業種目	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 整理番号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法〔第 67 条の 4 第 17 項又は第 18 項 第 68 条の 102 第 18 項又は第 19 項〕及び、 租税特別措置法施行令〔第 39 条の 27 第 15 項 第 39 条の 123 の 2 第 15 項〕により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。			
適 格 分 社 型 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日			
転 廃 業 助 成 金	金 額 円 上記の金額に係る転廃業助成金等の名称		
取得(予定) 改良(予定) 固 定 資 産	種 類 取得(予定)日又は改良(予定)日 年 月 日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印		⑤	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

改 正 後	改 正 前
<p>(146 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)</p> <p>適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、<u>転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))</u>をいいます。以下同じ。)を行う場合において、<u>租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)</u>第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。)</u>により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。))により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項に規定する分割承継法人、<u>被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</u></p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。)</u>の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 123 の 2 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(146 適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、<u>適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。))</u>を行う場合において、<u>租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)</u>第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。)</u>により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「<u>適格分社型分割等に係る分割承継法人等</u>」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「<u>適格分社型分割等の日</u>」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。)</u>の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 123 の 2 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(147 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

Form for '改正後' (After Amendment) regarding land transfer and tax reporting. Includes fields for applicant information, tax office details, and a table for land transactions.

22.06 改正

改正前

(147 適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

Form for '改正前' (Before Amendment) regarding land transfer and tax reporting. Includes fields for applicant information, tax office details, and a table for land transactions.

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(147 適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)</p> <p>適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第 1 項・第 68 条の 84 第 1 項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第 65 条の 13 第 1 項・第 68 条の 84 第 1 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 1 項・第 68 条の 85 第 1 項(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。))の特別勘定を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第 65 条の 14 第 8 項・第 68 条の 85 第 9 項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分割等により当該土地建物等を分割承継法人等(措置法第 65 条の 13 第 1 項・第 68 条の 84 第 1 項にあっては分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配人、措置法第 65 条の 14 第 1 項・第 68 条の 85 第 1 項にあっては分割承継法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。))に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 3 項第 5 号・第 22 条の 72 第 3 項第 6 号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 11 項第 5 号・第 22 条の 72 第 11 項第 6 号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。 「所有隣接土地等」欄は、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 14 第 9 項・第 68 条の 85 第 10 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 2 項・第 22 条の 72 第 2 項に規定する書類の名称を記載してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(147 適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p>適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第 1 項・第 68 条の 84 第 1 項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいい、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。))を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第 65 条の 13 第 1 項・第 68 条の 84 第 1 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 1 項・第 68 条の 85 第 1 項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間(措置法第 65 条の 14 第 8 項・第 68 条の 85 第 9 項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項若しくは措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 3 項第 5 号・第 22 条の 72 第 3 項第 6 号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 11 項第 5 号・第 22 条の 72 第 11 項第 6 号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。 「所有隣接土地等」欄は、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 13 第 4 項・第 68 条の 84 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 14 第 9 項・第 68 条の 85 第 10 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細(別表)を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類(証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第 22 条の 9 の 2 第 2 項・第 22 条の 72 第 2 項に規定する書類の名称を記載してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」

改 正 後

(148 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等を行う場合の認定事業用地 適正化計画の事業用地の区域内にある 土地等を譲渡した場合における期中特別勘定 の設定に関する承認申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 法人 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ)		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓧ
	代表者住所	〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署) 電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業
※	整理番号		
※	部 門		
※	決 算 期		
※	業 種 番 号		
※	整 理 簿		
※	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法〔第 65 条の 14 第 3 項 第 68 条の 85 第 4 項〕の規定による適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記			
当該適格 分割等に 係る分割 承継法人 等におい て譲り受 けようとする土地 建物等の 内容	種 類		
	構 造		
	規 模		
	所 在 地		
	取得価額 の見積額	円	円
譲受けの 予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
(添付書類)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓧ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(148 適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地 適正化計画の事業用地の区域内にある 土地等を譲渡した場合における期中特別勘定 の設定に関する承認申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 体結 法親 法人 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ)		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓧ
	代表者住所	〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署) 電話() -
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
事業種目			業
※	整理番号		
※	部 門		
※	決 算 期		
※	業 種 番 号		
※	整 理 簿		
※	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法〔第 65 条の 14 第 3 項 第 68 条の 85 第 4 項〕の規定による適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の 事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。 記			
当該適格 分社型分 割等に係 る分割承 継法人等 において 譲り受け ようとする土地建 物等の内 容	種 類		
	構 造		
	規 模		
	所 在 地		
	取得価額 の見積額	円	円
譲受けの 予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
(添付書類)			
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓧ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(148 適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間(民間都市開発の推進に関する特別措置法第 14 条の 3 に規定する計画の認定がされた同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成 17 年 3 月 31 日(同日前に当該認定計画につき同法第 14 条の 11 第 1 項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日)までの期間をいいます。)内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第 1 項第 2 号・第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限ります。)をいいます。)を行う場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号・第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類(土地、土地の上に存する権利、建物等の別)を記載してください。 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 「取得価額の見積額」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。 「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(148 適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間(民間都市開発の推進に関する特別措置法第 14 条の 3 に規定する計画の認定がされた同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成 17 年 3 月 31 日(同日前に当該認定計画につき同法第 14 条の 11 第 1 項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日)までの期間をいいます。)内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第 1 項第 2 号・第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限ります。)をいいます。)を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第 65 条の 14 第 3 項・第 68 条の 85 第 4 項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。 この申請書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第 1 項第 2 号・第 68 条の 84 第 1 項第 2 号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類(土地、土地の上に存する権利、建物等の別)を記載してください。 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 「取得価額の見積額」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。 「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(149 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 97 条第 1 項又は第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後 2 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(149 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人が、<u>適格分割等</u>(分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、<u>適格現物出資</u>又は適格事後設立をいいます。)を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 97 条第 1 項又は法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後 2 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(152 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 102 条第 1 項又は第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(152 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 102 条第 1 項又は法令第 155 条の 6 (個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(155 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書										※整理番号		
(税務署受付印)										※経路/経緯		
平成 年 月 日	税務署長殿	提出人	(フリガナ)							※ 税務署 処理 欄	整理番号	
		<input type="checkbox"/> 法人名等									部 門	
		単連									決 算 期	
		体	納 税 地								業 種 番 号	
		結	電話() -								整 理 簿	
		法	(フリガナ)								回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
人	法人	代 表 者 氏 名										
		代表者住所	〒									
		事業種目	業									
適格分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。												
記												
適格分割等に 係る分割承継法人等		法人名等										
		納 税 地										
		代 表 者 氏 名										
適格分割等の日		年 月 日										
分割承継法人等に 引き継ぐ一括償却資産		一括償却資産を 事業の用に供した 事業年度		
		帳簿価額		円							円	円
		一括償却対象額		円							円	円
(その他参考となるべき事項)												
税 理 士 署 名 押 印		⑤										
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印				

22.06 改正

(規格 A4)

改 正 前

(155 適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書										※整理番号		
(税務署受付印)										※経路/経緯		
平成 年 月 日	税務署長殿	提出人	(フリガナ)							※ 税務署 処理 欄	整理番号	
		<input type="checkbox"/> 法人名等									部 門	
		単連									決 算 期	
		体	納 税 地								業 種 番 号	
		結	電話() -								整 理 簿	
		法	(フリガナ)								回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
人	法人	代 表 者 氏 名										
		代表者住所	〒									
		事業種目	業									
適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。												
記												
適格分割型分割等に 係る分割承継法人等		法人名等										
		納 税 地										
		代 表 者 氏 名										
適格分割型分割等の日		年 月 日										
分割承継法人等に 引き継ぐ一括償却資産		一括償却資産を 事業の用に供した 事業年度		
		帳簿価額		円							円	円
		一括償却対象額		円							円	円
(その他参考となるべき事項)												
税 理 士 署 名 押 印		⑤										
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印				

20.06 改正

(規格 A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(155 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 133 条の 2 第 8 項(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出)又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第 133 条の 2 第 7 項第 2 号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第 133 条の 2 第 1 項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(155 適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 型 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割型分割等(適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 133 条の 2 第 8 項(適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出)又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第 133 条の 2 第 7 項第 2 号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第 133 条の 2 第 1 項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(156 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

適格分割等により移転する
資産に係る繰延消費税額等の
引継ぎに関する届出書

※整理番号 ※親/子署別		親/子署別	
		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	親/子署別 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ) 法人名等	〒
	納税地 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒
	代表者住所	事業種目	業
	本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	整理番号 部門	決算期
	代表者氏名	業種番号	整理簿
	代表者住所	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業
適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適格分割等の日	年 月 日		
分割承継法人等に 引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度 引き継ぐ繰延消費税額等	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		(規格 A 4)	
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	

22.06 改正

改 正 前

(156 適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分割型分割等により移転する
資産に係る繰延消費税額等の
引継ぎに関する届出書

※整理番号 ※親/子署別		親/子署別	
		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	親/子署別 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ) 法人名等	〒
	納税地 電話() -	(フリガナ) 代表者氏名	〒
	代表者住所	事業種目	業
	本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	整理番号 部門	決算期
	代表者氏名	業種番号	整理簿
	代表者住所	回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業
適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。 記			
適格分割型分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適格分割型分割等の日	年 月 日		
分割承継法人等に 引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度 引き継ぐ繰延消費税額等	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		(規格 A 4)	
※税務署 処理欄	部門 決算 期 業 種 番 号 整 理 簿 備 考 通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印	

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(156 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)<u>又は</u>連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 139 条の 4 第 13 項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」に引き継ぐ繰延消費税額等の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第 3 項に規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第 3 項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(156 適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割型分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)<u>又は</u>連結親法人が、適格分割型分割等(適格分割型分割、<u>適格分社型分割</u>、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は<u>被事後設立法人</u>をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 139 条の 4 第 13 項《適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」に引き継ぐ繰延消費税額等の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第 139 条の 4 第 12 項第 2 号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第 3 項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は<u>事後設立法人</u>の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第 3 項、第 4 項及び第 7 項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(158 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 21 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 7 項第 5 号又は第 22 条の 23 第 7 項第 6 号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(158 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 21 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 7 項第 5 号又は第 22 条の 23 第 7 項第 6 号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(160 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 21 項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内(平成 18 年 3 月 31 日以前開始事業年度である場合は 5 年以内)に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内(平成 18 年 3 月 31 日以前開始事業年度である場合は 5 年以内)に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(160 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による試験研究費の額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 14 項又は第 39 条の 39 第 21 項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内(平成 18 年 3 月 31 日以前開始事業年度である場合は 5 年以内)に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内(平成 18 年 3 月 31 日以前開始事業年度である場合は 5 年以内)に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(161 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ※添付書 </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
		※種別/期別				
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等			
		単連	納税地	〒		
		体結	(フリガナ)	電話() -		
		法親	代表者氏名		㊟	
法人	代表者住所	〒				
	事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※	整理番号	
	法人名等			税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)			署	業 種 番 号	
	代表者氏名			処	整 理 簿	
	代表者住所	〒			理	回 付 先
事業種目		業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔第27条の4第22項 第39条の39第28項〕の規定により下記のとおり申請します。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				
		人 員	人			
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名 押 印 ㊟						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	
通信日付印	年 月 日	確認 印				

22.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(161 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ※添付書 </div>		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
		※種別/期別				
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等			
		単連	納税地	〒		
		体結	(フリガナ)	電話() -		
		法親	代表者氏名		㊟	
法人	代表者住所	〒				
	事業種目		業			
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※	整理番号	
	法人名等			税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)			署	業 種 番 号	
	代表者氏名			処	整 理 簿	
	代表者住所	〒			理	回 付 先
事業種目		業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔第27条の4第22項 第39条の39第27項〕の規定により下記のとおり申請します。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員		資 産				
		人 員	人			
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名 押 印 ㊟						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	
通信日付印	年 月 日	確認 印				

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(161 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 27 条の 4 第 20 項又は第 39 条の 39 第 25 項の金額の計算方法について、第 27 の 4 第 23 項又は第 39 条の 39 第 28 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 14 項第 5 号又は第 22 条の 23 第 14 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(161 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 27 条の 4 第 19 項又は第 39 条の 39 第 24 項の金額の計算方法について、第 27 の 4 第 22 項又は第 39 条の 39 第 27 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第 20 条第 13 項第 5 号又は第 22 条の 23 第 13 項第 6 号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(163 分割等による売上金額の区分に関する届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 税務署受付印 </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号				
				※親/子/隠蔽				
平成 年 月 日 税務署長殿		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ)					
		単連 体結 法親 人法 人	納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒	電話() - ⑧ 〒	業 業		
		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号			
		〒 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	(局 署)	部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先				
		(フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
		分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令(第27条の4第22項 第39条の39第28項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等 納税地等 代表者氏名							
分割等の年月日	年 月 日							
分割法人等の分割等 の日を含む事業年度 又は連結事業年度開 始の前3年以内に 開始した各事業年度 又は各連結事業年度 の売上金額及び移転 売上金額	売上金額	円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
(その他参考となるべき事項)	移転売上金額	円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
税 理 士 署 名 押 印		⑧						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確 認 印

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(163 分割等による売上金額の区分に関する届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 税務署受付印 </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号				
				※親/子/隠蔽				
平成 年 月 日 税務署長殿		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等	(フリガナ)					
		単連 体結 法親 人法 人	納税地 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒	電話() - ⑧ 〒	業 業		
		(フリガナ) 法人名等		※	整理番号			
		〒 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	(局 署)	部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先				
		(フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
		分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令(第27条の4第22項 第39条の39第27項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記						
分割法人等又は 分割承継法人等	法人名等 納税地等 代表者氏名							
分割等の年月日	年 月 日							
分割法人等の分割等 の日を含む事業年度 又は連結事業年度開 始の前3年以内に 開始した各事業年度 又は各連結事業年度 の売上金額及び移転 売上金額	売上金額	円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
(その他参考となるべき事項)	移転売上金額	円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
		円						
税 理 士 署 名 押 印		⑧						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確 認 印

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(163 分割等による売上金額の区分に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 20 項又は第 39 条の 39 第 25 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 23 項又は第 39 条の 39 第 28 項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 (注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者とその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(163 分割等による売上金額の区分に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による売上金額の 区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 19 項又は第 39 条の 39 第 24 項の金額の計算方法について、第 27 条の 4 第 22 項又は第 39 条の 39 第 27 項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 (注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者とその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18の2第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条の18の2第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(166 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(166 分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。</p> <p>(注)この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額(移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。)をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始から使用)

適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※証明/簿記課	
平成 年 月 日 税務署長殿	親識人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 法人 代表者氏名	(フリガナ)	
	法人名等 〒 納税地 電話() -		
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	〒 代表者住所		
	業 事業種目		
	連 届出の 結 子 法人 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項及び、租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 17 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(167 適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※証明/簿記課	
平成 年 月 日 税務署長殿	親識人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 法人 代表者氏名	(フリガナ)	
	法人名等 〒 納税地 電話() -		
	(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
	〒 代表者住所		
	業 事業種目		
	連 届出の 結 子 法人 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業 事業種目	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項及び、租税特別措置法施行令第 32 条の 2 第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名等 納税地 代表者氏名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日			
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額 円			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 17 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。</p> <p>(7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(167 適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。</p> <p>(5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。</p> <p>(6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。</p> <p>(7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項・第 68 条の 43 第 8 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(168 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

※整理番号 ※課税/非課税		分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書	
		平成 年 月 日 税務署長殿	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	(フリガナ) 納税地	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	業
	本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	業種番号	整理簿
	代表者住所	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事業種目	業	業
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、 旧租税特別措置法施行令〔第33条第4項 第39条の78第3項〕の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人	法人名等 納税地 代表者氏名	年 月 日	
分割型分割の日	分割承継法人に移転する事業 特定電子計算機の種類	年 月 日	
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類 資産 人員	人	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)	(その他参考となるべき事項)		
添付書類			
税理士署名押印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
整理簿	備考	通信日付印	年月日
確認印			

22.06改正

(規格A4)

改 正 前

(168 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

※整理番号 ※課税/非課税		分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書	
		平成 年 月 日 税務署長殿	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	(フリガナ) 納税地	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	業
	本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	業種番号	整理簿
	代表者住所	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事業種目	業	業
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、 租税特別措置法施行令〔第33条第4項 第39条の78第3項〕の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人	法人名等 納税地 代表者氏名	年 月 日	
分割型分割の日	分割承継法人に移転する事業 特定電子計算機の種類	年 月 日	
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類	特定電子計算機の種類 資産 人員	人	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	人		
認定を受けようとする合理的な方法 (その他参考となるべき事項)	(その他参考となるべき事項)		
添付書類			
税理士署名押印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
整理簿	備考	通信日付印	年月日
確認印			

20.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(168 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、製造業者等(旧租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人が特定電子計算機の買い戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買い戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(168 分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、製造業者等(租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人が特定電子計算機の買い戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買い戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(169 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

分割型分割による特約付販売による 収入金額及び特約付販売に係る 買戻価額の計算に係る届出書		※整理番号		
		※経緯/備考欄		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出先 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 法人名等 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	電話() - ⑤ 業	
	連出の 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる 事務所所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 法人名等 (局 署) 電話() - 業	※ 整理番号 部 門 決 算 期 処 理 欄 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課
	分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、 旧租税特別措置法施行令(第33条第4項第39条の78第3項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
	分割法人又は 分割承継法人	法人名等 納税地 代表者氏名		
	分割型分割の日 年 月 日			
	分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額			
事業年度	: :	: :	: :	
特約付販売による収入金額	円	円	円	
特約付販売に係る買戻価額				
移転収入金額				
移転買戻金額				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		⑤		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	
		整 理 簿	備 考	
	通信日付印	年 月 日	確 認 印	

22.06改正

(規格A4)

改 正 前

(169 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

分割型分割による特約付販売による 収入金額及び特約付販売に係る 買戻価額の計算に係る届出書		※整理番号		
		※経緯/備考欄		
平成 年 月 日 税務署長殿	提出先 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 法人名等 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	電話() - ⑤ 業	
	連出の 結 子 法 人 (フリガナ) 法人名等 本店又は主たる 事務所所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 法人名等 (局 署) 電話() - 業	※ 整理番号 部 門 決 算 期 処 理 欄 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課
	分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、 租税特別措置法施行令(第33条第4項第39条の78第3項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
	分割法人又は 分割承継法人	法人名等 納税地 代表者氏名		
	分割型分割の日 年 月 日			
	分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の6年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額			
事業年度	: :	: :	: :	
特約付販売による収入金額	円	円	円	
特約付販売に係る買戻価額				
移転収入金額				
移転買戻金額				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		⑤		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	
		整 理 簿	備 考	
	通信日付印	年 月 日	確 認 印	

20.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(169 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、製造業者等(旧租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、旧措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先(分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がある法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(169 分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、製造業者等(租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 57 条第 1 項・第 68 条の 50 第 1 項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、措置法施行令第 33 条第 4 項・第 39 条の 78 第 3 項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、分割型分割の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先(分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の 6 年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がある法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(170 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(170 適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税/不課税						
		(フリガナ) □ □ 法人名等 単連 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
	租税特別措置法(以下「措置法」といいます。〔第65条の8第2項 又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る 第68条の79第3項 〕)又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。〔第21条第2項 又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る 第26条の6第3項 〕)の規定による適格分割等 を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したので申請します。 記							
	措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項 の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額			円				
	当該適格分割等に 係る分割承継法人等 において取得しようとする 買換資産の内容	種類	構造	規模	価額	所在地		
	買換資産の取得 予定年月日 認定を受けよう とする年月日 (設定期間の延長を必要とする理由) (その他参考となるべき事項)	円	円	円	円	円		
税 理 士 署 名 押 印		(規格 A 4)						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印

22.06 改正

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税/不課税						
		(フリガナ) □ □ 法人名等 単連 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目						
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 業	※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
	租税特別措置法〔第65条の8第2項 又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律(以下「震災特例法」といいます。〔第21条第2項 又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る 第26条の6第3項 〕)の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の 買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したので申請します。 記							
	措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項 の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額			円				
	当該適格分社型分割等 に係る分割承継法人等 において取得しようとする 買換資産の内容	種類	構造	規模	価額	所在地		
	買換資産の取得 予定年月日 認定を受けよう とする年月日 (設定期間の延長を必要とする理由) (その他参考となるべき事項)	円	円	円	円	円		
税 理 士 署 名 押 印		(規格 A 4)						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印

20.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(170 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 8 第 1 項・第 68 条の 79 第 1 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第 21 条第 1 項・第 26 条の 6 第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(170 適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 65 条の 8 第 1 項・第 68 条の 79 第 1 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第 21 条第 1 項・第 26 条の 6 第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行う場合において、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項又は震災特例法第 21 条第 2 項・第 26 条の 6 第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

改正前

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※経理/課	
平成 年 月 日 税務署長殿	個人 <input type="checkbox"/> 法人名等 単連体 結納 法親 人法 人	(フリガナ)	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓢ
	代表者住所		
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	
	電話() -		
	代表者氏名		
代表者住所			
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法施行令（第 39 条の 7 第 46 項 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第 39 条の 106 第 35 項） 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令（第 18 条第 29 項 第 21 条の 5 第 29 項）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円			
取得する予定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取得価額	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
認定を受けようとする日 年 月 日			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印 Ⓢ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

22.06 改正

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
		※経理/課	
平成 年 月 日 税務署長殿	個人 <input type="checkbox"/> 法人名等 単連体 結納 法親 人法 人	(フリガナ)	
	電話() -		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓢ
	代表者住所		
事業種目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	
	電話() -		
	代表者氏名		
代表者住所			
事業種目		業	
※	整理番号		
※	部門		
※	決算期		
※	業種番号		
※	整理簿		
※	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法施行令（第 39 条の 7 第 47 項 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第 39 条の 106 第 35 項） 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令（第 18 条第 29 項 第 21 条の 5 第 29 項）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円			
取得する予定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取得価額	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)			
認定を受けようとする日 年 月 日			
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印 Ⓢ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

20.06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第 45 項各号・第 39 条の 106 第 35 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 46 項・第 39 条の 106 第 36 項又は震災特例法施行令第 18 条第 29 項・第 21 条の 5 第 29 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の 7 第 46 項各号・第 39 条の 106 第 36 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の 5 第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の 7 第 3 項・第 68 条の 78 第 3 項、震災特例法第 20 条第 3 項・第 26 条の 5 第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号又は震災特例法第 20 条第 1 項・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の各号・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の 7 第 47 項・第 39 条の 106 第 37 項又は震災特例法施行令第 18 条第 29 項・第 21 条の 5 第 29 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(172 適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する 届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 10 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 3 項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項及び第 19 項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいづれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項に規定する適格分割等の日又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の年月日を記載してください。 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項の規定の適用に係る同条第 7 項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項又は第 19 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表 16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第 52 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 7 項若しくは第 8 項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 1 項第 2 号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(172 適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する 届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 10 項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 3 項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項及び第 19 項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいづれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項の規定の適用に係る同条第 7 項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項又は第 19 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表 16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第 52 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 7 項若しくは第 8 項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 1 項第 2 号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(174 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※種別/種別群			
提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒 〒 〒 〒		〒 〒 〒 〒	
連子 提出の対承継手続にあつては、届出書の提出を要しない。		(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目		※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法 (第 66 条第 6 項 第 68 条の 85 の 3 第 6 項) 及び、措置法施行令 (第 39 条の 10 第 4 項 第 39 条の 109 の 3 第 5 項) により (以下「措置法」といいます。) 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に		法人名等			
係る分割承継法人等		納税地			
		代表者氏名			
適格分割等の日				年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類				
	所 在 地 規 模				
交 換 年 月 日				年 月 日	
交 換 取 得 産	種 類				
	所 在 地 規 模				
減 額 し た 金 額				円	
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

22.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(174 適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)
(平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※種別/種別群			
提出人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒 〒 〒 〒		〒 〒 〒 〒	
連子 提出の対承継手続にあつては、届出書の提出を要しない。		(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話 () - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目		※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分社型分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法 (第 66 条第 6 項 第 68 条の 85 の 3 第 6 項) 及び、措置法施行令 (第 39 条の 10 第 4 項 第 39 条の 109 の 3 第 5 項) により (以下「措置法」といいます。) 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分社型分割等に		法人名等			
係る分割承継法人等		納税地			
		代表者氏名			
適格分社型分割等の日				年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類				
	所 在 地 規 模				
交 換 年 月 日				年 月 日	
交 換 取 得 産	種 類				
	所 在 地 規 模				
減 額 し た 金 額				円	
添 付 明 細 (別 表 等)					
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					
提 出 書 類 (証 明 書 等)					
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

20.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(174 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p>適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 66 条第 6 項・第 68 条の 85 の 3 第 6 項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等の日」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する適格分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第 1 項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。 「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。 「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 9 の 4 第 2 項・第 22 条の 73 第 2 項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(174 適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書) (平成 22 年 9 月 30 日以前適用開始分まで使用)</p> <p>適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 66 条第 6 項・第 68 条の 85 の 3 第 6 項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。 届出書の各欄は、次により記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第 1 項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。 「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。 「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第 4 項・第 68 条の 85 の 3 第 4 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の 9 の 4 第 2 項・第 22 条の 73 第 2 項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 「※」欄は、記載しないでください。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

改正前

(175 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)
(平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始日から使用)

(175 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産 ・支援事業所取引譲受資産の移転 を受けていない旨の届出書		※整理番号							
		※課税/非課税							
平成 年 月 日 税務署長殿	提出人	(フリガナ)							
	<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	納税地	〒						
		代表者氏名	(フリガナ) ⑤						
	代表者住所	〒							
	事業種目	業							
運出の対象が連結子法人である場合に限り記載	法人名等	(フリガナ)	※ 整理番号						
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -	部 門						
	代表者氏名	(フリガナ)	決 算 期						
	代表者住所	〒	業 種 番 号						
	事業種目	業	整 理 簿						
現物分配により 試験研究用資産 の移転を受けていない旨 支援事業所取引譲受資産		※ 税 務 署 処 理 欄	回 付 先						
租税特別措置法施行令 <table border="1"> <tr><td>第27条の4 第16項</td></tr> <tr><td>第27条の4 第25項</td></tr> <tr><td>第29条の2の2第8項</td></tr> <tr><td>第39条の39 第23項</td></tr> <tr><td>第39条の39 第30項</td></tr> <tr><td>第39条の61 第8項</td></tr> </table> の規定により下記のとおり届け出ます。		第27条の4 第16項	第27条の4 第25項	第29条の2の2第8項	第39条の39 第23項	第39条の39 第30項	第39条の61 第8項		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
第27条の4 第16項									
第27条の4 第25項									
第29条の2の2第8項									
第39条の39 第23項									
第39条の39 第30項									
第39条の61 第8項									
現物分配法人	法人名等								
	納税地等								
	代表者氏名								
現物分配の年月日		年 月 日							
(その他参考となるべき事項)									
税 理 士 署 名 押 印		⑤							
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号						
		整 理 簿	備 考						
		通 信 日 付 印	年 月 日						
		確 認 印							

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(175 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書) (平成 22 年 10 月 1 日以後適用開始分から使用)</p> <p style="text-align: center;">現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引 譲受資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産又は支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨について租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 16 項若しくは第 25 項、第 29 条の 2 の 2 第 8 項、第 39 条の 39 第 23 項若しくは第 30 項又は第 39 条の 61 第 8 項の規定により届出しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。 なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(175 現物分配により試験研究用資産・支援事業所取引譲受資産の移転を受けていない旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改正後

改正前

(176 連結納税の承認の申請書(初葉))

(176 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

		※整理番号		規				
		※連結グループ整理番号						
平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	連結 予 定 法 人 （ 申 請 法 人 ）	連結 親 法 人 と な る 法 人	(フリガナ) 法 人 名					
			納 税 地	〒 電話 () -				
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎				
			事 業 種 目	業				
			資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円				
			主 要 株 主 等 の 状 況	付表1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) のとおり				
			連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 法人)				
			法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を 至平成 年 月 日 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法 第4条の3第1項の規定により申請します。					
1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日								
2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 _____ 納税地 _____								
3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況								
帳名簿類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳 <input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳 <input type="checkbox"/> 売 上 帳 <input type="checkbox"/> 仕 入 帳 <input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 棚 卸 表 <input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表 <input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票 <input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票 <input type="checkbox"/> 振 替 伝 票 <input type="checkbox"/> 見 積 書 <input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> 契 約 書 <input type="checkbox"/> 納 品 書 <input type="checkbox"/> 請 求 書 <input type="checkbox"/> 領 取 書 <input type="checkbox"/> ()				
帳票形態		記帳時期						
4 設立事業年度等の承認申請特別の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特別年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日			5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧					
税理士署名押印 ◎								
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付 印	年 月 日	確 認 印

22.06改正

(規格A4)

		※整理番号		規				
		※連結グループ整理番号						
平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	連結 予 定 法 人 （ 申 請 法 人 ）	連結 親 法 人 と な る 法 人	(フリガナ) 法 人 名					
			納 税 地	〒 電話 () -				
			(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎				
			事 業 種 目	業				
			資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円				
			主 要 株 主 等 の 状 況	付表1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) のとおり				
			連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 法人)				
			法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を 至平成 年 月 日 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法 第4条の3第1項の規定により申請します。					
1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日								
2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 _____ 納税地 _____								
3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況								
帳名簿類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳 <input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳 <input type="checkbox"/> 売 上 帳 <input type="checkbox"/> 仕 入 帳 <input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳 <input type="checkbox"/> 棚 卸 表 <input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表 <input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票 <input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票 <input type="checkbox"/> 振 替 伝 票 <input type="checkbox"/> 見 積 書 <input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> 契 約 書 <input type="checkbox"/> 納 品 書 <input type="checkbox"/> 請 求 書 <input type="checkbox"/> 領 取 書 <input type="checkbox"/> ()				
帳票形態		記帳時期						
4 設立事業年度等の承認申請特別の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特別年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日			5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧					
税理士署名押印 ◎								
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付 印	年 月 日	確 認 印

19.04改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(176 連結納税の承認の申請書(初業))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項) この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。 なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。 (注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係があるすべての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の前後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項) 連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出することができます。 この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。 イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考してください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。</p> <p>(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。</p> <p>(3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。</p> <p>(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。</p> <p>(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。</p> <p>(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>	<p>(176 連結納税の承認の申請書(初業))</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項) この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の6月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。 なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。 (注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係があるすべての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の前後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項) 連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出することができます。 この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。 イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日 ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日</p> <p>2 添付書類</p> <p>申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考してください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。</p> <p>(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。</p> <p>(3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。</p> <p>(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。</p> <p>(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。</p> <p>(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>

(177 連結納税の承認の申請書(次葉))

(177 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)		※整理番号	子																														
連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	署 名	※ 税 務 署 処 理 欄																														
	納 税 地	部 門																															
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期																															
	事 業 種 目	業 種 番 号																															
	資本金又は 出資金の額	入 力																															
	発行済株式 等の状況	備 考																															
	付表2(発行済株式等の状況)のとおり																																
<p>6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)</p> <p>法人名 _____ 納税地 _____</p> <p>8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。))のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。</p> </div> <p>法人の区分： <input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人</p> <p>連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>帳名簿書類の称</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 訳 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 契 約 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 納 品 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 棚 卸 表</td> <td><input type="checkbox"/> 振 替 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 請 求 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表</td> <td><input type="checkbox"/> 見 積 書</td> <td><input type="checkbox"/> 領 取 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書</td> <td><input type="checkbox"/> 注 文 書</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> <tr> <td>帳票形態</td> <td colspan="3"></td> <td>記帳時期</td> </tr> </table>				帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書		<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書		<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書		<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 取 書		<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()	帳票形態				記帳時期
帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書																													
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書																													
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書																													
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 取 書																													
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()																													
帳票形態				記帳時期																													

22.06改正

(規格 A 4)

連結納税の承認の申請書(次葉)		※整理番号	子																														
連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	署 名	※ 税 務 署 処 理 欄																														
	納 税 地	部 門																															
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期																															
	事 業 種 目	業 種 番 号																															
	資本金又は 出資金の額	入 力																															
	発行済株式 等の状況	備 考																															
	付表2(発行済株式等の状況)のとおり																																
<p>6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)</p> <p>法人名 _____ 納税地 _____</p> <p>8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は関連法人のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。</p> </div> <p>法人の区分： <input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人</p> <p>連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>帳名簿書類の称</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 訳 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 契 約 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 納 品 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 売 上 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 棚 卸 表</td> <td><input type="checkbox"/> 振 替 伝 票</td> <td><input type="checkbox"/> 請 求 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 仕 入 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表</td> <td><input type="checkbox"/> 見 積 書</td> <td><input type="checkbox"/> 領 取 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳</td> <td><input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書</td> <td><input type="checkbox"/> 注 文 書</td> <td><input type="checkbox"/> ()</td> </tr> <tr> <td>帳票形態</td> <td colspan="3"></td> <td>記帳時期</td> </tr> </table>				帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書		<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書		<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書		<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 取 書		<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()	帳票形態				記帳時期
帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書																													
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書																													
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書																													
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 取 書																													
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()																													
帳票形態				記帳時期																													

15.03改正

(規格 A 4)

改 正 後

改 正 前

(177 連結納税の承認の申請書(次葉))

(177 連結納税の承認の申請書(次葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

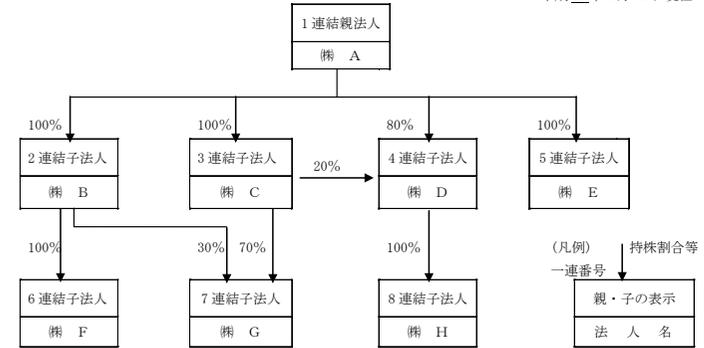
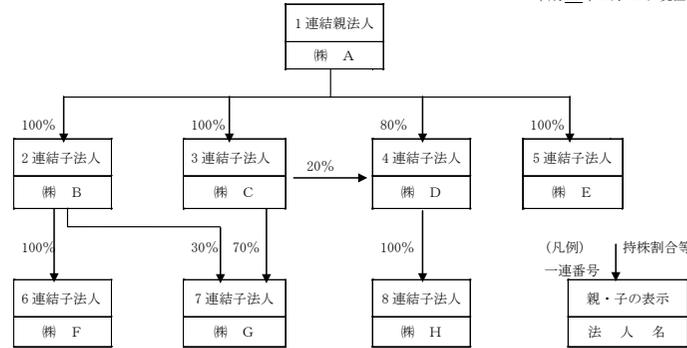
「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

(1) 出資関係図



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

(2) グループ一覧

平成 22 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麴町	株式会社 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株式会社 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

平成 15 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麴町	株式会社 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株式会社 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

6 その他事項

法人税法施行令第14条の7第4項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
 時価評価に関して、平成18年改正前の法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

法人税法施行令第14条の7第4項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
 時価評価に関して、法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改正後

改正前

(179 付表2 (発行済株式等の状況))

(179 付表2 (発行済株式等の状況))

付表2 (発行済株式等の状況)

付表2 (発行済株式等の状況)

		連結子法人となる法人の法人名		子
連結子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額			1	
連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金			2	
(1) - (2)			3	
法人税法施行令第14条の6第2項により読み替えられた第4条の2第2項に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数		4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数		5	
	(4)及び(5)の株式数の合計		6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうち占める割合	(6) (3)	7	%
(3) - (6) (※ 7の割合が5%未満の場合に限る)			8	
連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等				
法人名	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12 ((11)/(8))	13
			%	

		連結子法人となる法人の法人名		子
連結子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額			1	
法人税法施行令第14条の6第1項第1号に規定する株式又は出資の状況	連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額		2	
	(1) - (2)		3	
法人税法施行令第14条の6第1項第2号に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数		4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数		5	
	(4)及び(5)の株式数の合計		6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうち占める割合	(6) (3)	7	%
(3) - (6) (※ 7の割合が5%未満の場合に限る)			8	
連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等				
法人名	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12 ((11)/(8))	13
			%	

改 正 後	改 正 前
<p>(179 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p style="text-align: center;">「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領</p> <p>1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉) 又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。</p> <p>(2) 同条第 3 項第 2 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領 (削 除)</p> <p>(1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。</p> <p>(3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。</p> <p>(4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。</p>	<p>(179 付表 2 (発行済株式等の状況))</p> <p style="text-align: center;">「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領</p> <p>1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉) 又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。</p> <p>(2) 同条第 3 項第 2 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「2 連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する株式数又は出資金額を記載してください。</p> <p>(2) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号イに規定する株式数を記載してください。</p> <p>(3) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号ロに規定する株式数を記載してください。</p> <p>(4) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。</p> <p>(5) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。</p>

改 正 後

改 正 前

(180 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

(180 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

		※整理番号 ※課税グループ別時勢		子	
平成 年 月 日 税務署長 殿		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話 () -	(フリガナ) 代表者氏名 事業種目 業 資本金又は 出資金の額 円 発行済株式 等の状況 付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		
法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。					
申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署		
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	□ 有 □ 無		
連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	□ 有 □ 無		
連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名		
	納税地		整理番号		
	(フリガナ) 代表者氏名		部 門		
	事業種目		決 算 期		
	資本金又は出資金の額		業 種 番 号		
	最 初 の 連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	備 考	
	参 考 事 項		添付書類		1 出資関係図 2 グループ一覧
税理士署名押印	Ⓢ				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	
				備考	

		※整理番号 ※課税グループ別時勢		子	
平成 年 月 日 税務署長 殿		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話 () -	(フリガナ) 代表者氏名 事業種目 業 資本金又は 出資金の額 円 発行済株式 等の状況 付表2 (発行済株式等の状況) のとおり		
法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。					
申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署		
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	□ 有 □ 無		
連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	□ 有 □ 無		
連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名		
	納税地		整理番号		
	(フリガナ) 代表者氏名		部 門		
	事業種目		決 算 期		
	資本金又は出資金の額		業 種 番 号		
	最 初 の 連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	備 考	
	参 考 事 項		添付書類		1 出資関係図 2 グループ一覧
税理士署名押印	Ⓢ				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	
				備考	

22.06改正

19.04改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

改 正 前

(180 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

(180 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法施行令第 14 条の 7 第 1 項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

この届出書は、法人税法施行令第 14 条の 7 第 1 項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

2 添付書類

届出書の提出に当たっては、次の書類を各 1 通（連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

2 添付書類

届出書の提出に当たっては、次の書類を各 1 通（連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

- (1) 出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
- (2) グループ一覧（連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
- (注) 「連結納税の承認の申請書（次業）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

- (1) 出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
- (2) グループ一覧（連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）
- (注) 「連結納税の承認の申請書（次業）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
- (2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第 13 条第 1 項に規定する会計期間を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

3 各欄の記載要領

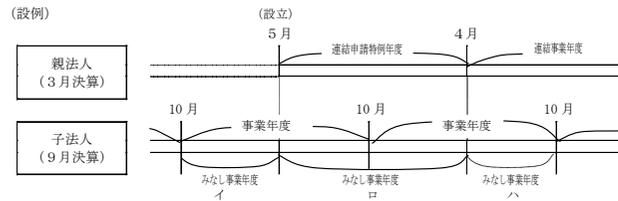
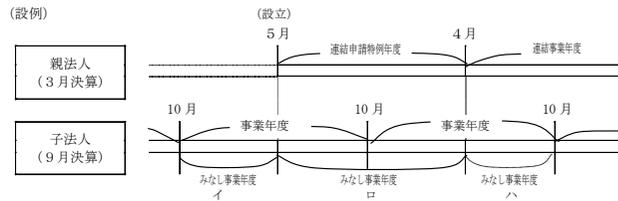
- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
- (2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第 13 条第 1 項に規定する会計期間を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

連結納税の承認の申請書を法人税法第 4 条の 3 第 6 項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受けて提出した場合には、以下の点に注意してください。

連結納税の承認の申請書を法人税法第 4 条の 3 第 6 項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受けて提出した場合には、以下の点に注意してください。

- (1) 法人税法第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、申請に係る連結子法人となる法人には、次のみなし事業年度が生じます。
 - イ 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間
 - ロ 連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間
 - ハ 連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間
 - (注) 申請に対する承認を受けた場合には、ハのみなし事業年度は生じません。
- (2) 上記(1)イに掲げる事業年度については、承認の有無に関係なく法人税確定申告書及び消費税確定申告書の提出が必要となります。

- (1) 法人税法第 14 条第 1 項第 6 号の規定により、申請に係る連結子法人となる法人には、次のみなし事業年度が生じます。
 - イ 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間
 - ロ 連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間
 - ハ 連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間
 - (注) 申請に対する承認を受けた場合には、ハのみなし事業年度は生じません。
- (2) 上記(1)イに掲げる事業年度については、承認の有無に関係なく法人税確定申告書及び消費税確定申告書の提出が必要となります。



改正後

改正前

(181 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))

(181 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)		※整理番号	加入
		※連結グループ整理番号	

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (初葉)		※整理番号	加入
		※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連続親 連続子 親法人 子法人 となる 法人 となる 法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は 出資金の額	円

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連続親 連続子 親法人 子法人 となる 法人 となる 法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は 出資金の額	円

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類を提出します。
 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類を提出します。
 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分	完全支配関係 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日 (加入日)
	加入時期の特例 <input type="checkbox"/> 法人税法第14条第2項	平成 年 月 日

適用区分	完全支配関係 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日
	加入時期の特例 <input type="checkbox"/> 法人税法15条の2第2項(同条第3項)	平成 年 月 日

完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法人名	※ 税務署 処理 欄	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は 出資金の額		業種番号
連結子法人となる法人 の発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり	備考	

完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法人名	※ 税務署 処理 欄	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は 出資金の額		業種番号
連結子法人となる法人 の発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり	備考	

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成 年 月 日

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地
平成 年 月 日
法人名 _____ 納税地 _____

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地
平成 年 月 日
法人名 _____ 納税地 _____

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
簿書	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
類	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
の称	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()
帳票 形態	記帳 時期			

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
簿書	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
類	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
の称	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()
帳票 形態	記帳 時期			

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印	◎
---------	---

税理士署名押印	◎
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-----------	-------	----------	-----------------------------	---------

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-----------	-------	----------	-----------------------------	---------

改 正 後	改 正 前
<p>(181 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))</p> <p>「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3②) ◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後においては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長) ◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)) ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、<u>連結親法人事業年度又は連結申請特例年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合</u>で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法14②) ◇提出法人:当該連結子法人となる法人 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先:当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:1通(当該連結子法人が調査課所管である場合は2通)</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後においては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日(加入日)」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。</p> <p>(5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。</p> <p>(6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付けてください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記載」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(181 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉))</p> <p>「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)</p> <p>1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>(1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3②) ◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人 ② 当該連結子法人となる法人 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく ◇提出先:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後においては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長) ◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)) ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>(2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合) 連結子法人となる法人が、<u>連結親法人事業年度開始の日</u>の1月前の日から当該開始の日以後1月を経過する日までの期間において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該連結子法人となる法人の加入年度終了の日が当該期間内にある場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法15の2③) ◇提出法人:当該連結親法人 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入年度に係る確定申告書の提出期限 ◇提出先:当該連結親法人の納税地の所轄税務署長 ◇提出部数:3通</p> <p>上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時に又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後においては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「完全支配関係を有することとなった日」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。</p> <p>(5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。</p> <p>(6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。</p> <p>(7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付けてください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記載」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

改正前

(182 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (次葉))

(182 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (次葉))

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

法人名

加入

法人名

加入

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第14条第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

加入日の前日の属する： 初日 平成 年 月 日 末日 平成 年 月 日
月次決算期間

連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：□ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項)
□ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格 A 4)

22.06改正

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第15条の2第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

(追加)： 初日 平成 年 月 日 末日 平成 年 月 日

(追加)

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分：□ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項)
□ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度： 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格 A 4)

19.04改正

改 正 後	改 正 前
<p>(182 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (次葉))</p> <p>「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領 (2)</p> <p>3. <u>連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項</u></p> <p><u>連結子法人となる法人が、法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用を受けようとする場合に記載してください。</u></p> <p><u>なお、提出法人が連結親法人又は連結予定親法人の場合は、連結子法人となる法人の法人税法第 14 条第 2 項に規定する加入時期の特例の適用状況を記載してください。</u></p> <p>4. その他事項</p> <p>時価評価に関して、平成 18 年改正前の法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号 (連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益) 又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号 (連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益) の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。</p>	<p>(182 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類 (次葉))</p> <p>「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領 (2)</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>3. その他事項</p> <p>時価評価に関して、法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号 (連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益) 又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号 (連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益) の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(190 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書 	<p>(190 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分）</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>投入すべき金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>投入すべき金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改正後

(191 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

Header form for '後' (After) section, including fields for year, month, day, and company details.

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
連結事業年度の 申告に係る届出書

Main table for '後' section with 20 columns for tax items and their amounts.

届出書 提出者印

改正前

(191 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)

Header form for '前' (Before) section, including fields for year, month, day, and company details.

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
連結事業年度の 申告に係る届出書

Main table for '前' section with 20 columns for tax items and their amounts.

届出書 提出者印

縦書きの注釈: 本表は、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分... 平成一〇一四年度連結事業年度の届出書

改 正 後	改 正 前
<p>(191 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。</p> <p>(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分」を参照に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書 	<p>(191 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—協同組合等である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>収入すべき金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>収入すべき金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。</p> <p>(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分」を参照に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後	改 正 前
<p>(192 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として<u>帰せられる金額</u>又は法人税の減少額として<u>帰せられる金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書 	<p>(192 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書—特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>取入すべき金額</u>、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として<u>支出すべき金額</u>又は法人税の減少額として<u>取入すべき金額</u>及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。</p> <p>(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分」を参考に記載してください。</p> <p>このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 後	改 正 前
<p>(193 個別帰属額等の一覧表)</p> <p style="text-align: center;">「個別帰属額等の一覧表」の記載要領</p> <p>1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。</p> <p>（注）1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。</p> <p>2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。</p> <p>3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の各様式）を使用して作成してください。</p> <p>なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の添付を省略することができます。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。</p> <p>(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄 ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄</p> <p>(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。</p> <p>(6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。</p> <p>(7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。</p> <p>(8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。</p> <p>なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。</p> <p>（注） この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p>	<p>(193 個別帰属額等の一覧表)</p> <p style="text-align: center;">「個別帰属額等の一覧表」の記載要領</p> <p>1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。</p> <p>（注）1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。</p> <p>2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。</p> <p>3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の各様式）を使用して作成してください。</p> <p>なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の添付を省略することができます。</p> <p>2 各欄の記載要領</p> <p>(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。</p> <p>(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄 ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄 ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄</p> <p>(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。</p> <p>(6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。</p> <p>(7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。</p> <p>(8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。</p> <p>なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。</p> <p>（注） この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p>

改正後

改正前

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※連絡グループ電話番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人 名		
	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事 業 種 目		業
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 1		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 3		
還付所得連結事業年度の法人税額	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 9		
還付金額	還 付 金 額 (1 4 × 2 / 5) 15		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第 81 条の 31 第 3 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 平成 年 月 日 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			整理 簿
			備考
			通信日付印
			年 月 日
			確認 印

 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※連絡グループ電話番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法人 名		
	納 税 地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事 業 種 目		業
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連 結 欠 損 金 額 1		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連 結 所 得 金 額 3		
還付所得連結事業年度の法人税額	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 9		
還付金額	還 付 金 額 (1 4 × 2 / 5) 15		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第 81 条の 31 第 3 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 平成 年 月 日 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓢ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			整理 簿
			備考
			通信日付印
			年 月 日
			確認 印

改 正 後

改 正 前

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各連結事業年度（平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。）において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第68条の98①）
- イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ロ 協同組合等である連結親法人
- (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につきに掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
- イ 解散（適格合併による解散を除く。）
- ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
- ハ 再生手続開始の決定
- (以下省略)

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
- (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
- (注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各連結事業年度（平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。）において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第68条の98①）
- イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ロ 協同組合等である連結親法人
- (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につきに掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
- イ 解散（適格合併による解散を除く。）
- ロ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
- ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- (同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(204 及び 205 適用額明細書)</p> <p style="text-align: center;">適 用 額 明 細 書 の 記 載 要 領</p> <p>1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法 3）。</p> <p>2 この請求書は、提出の都度、1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄の記載は、次によります。</p> <p>(1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄、「整理番号」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。</p> <p>(2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。</p> <p>(3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の事業種目に欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載してください。</p> <p>(4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の租税特別措置方の条項欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(204 及び 205 適用額明細書)</p> <p>(新 設)</p>

改正後

(235 源泉所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税の誤納額還付請求書

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号
	(フリガナ) 名 称
	所 在 地 〒 電話 — —
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。
誤納を生じた理由	イ 銀行等	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	貯金口座の記号番号
	ハ 郵便局等窓口	

誤納の種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの (B)				
		差引 (A-B)				税務署

摘要	添付書類の写し
----	---------

税 理 士 署 名 押 印

※起案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	通信日付印	確認印
※決裁							年 月 日	
※施行	(摘要)							
※管理 ※回付								

22. 06 改正

(源 1 4 2 3)

(規格 A 4)

改正前

(235 源泉所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税の誤納額還付請求書

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号
	(フリガナ) 名 称
	所 在 地 〒 電話 — —
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。
誤納を生じた理由	イ 銀行等	銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号
	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座	貯金口座の記号番号
	ハ 郵便局等窓口	

誤納の種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円	・ ・
		正当計算によるもの (B)				
		差引 (A-B)				税務署

摘要	添付書類の写し
----	---------

税 理 士 署 名 押 印

※起案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力		
※決裁								
※施行	(摘要)							
※管理 ※回付								

20. 06 改正

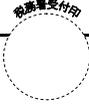
(源 1 4 2 3)

(規格 A 4)

改 正 後

(236 源泉所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税の誤納額充当届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎	
	下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。		
充当しようとする給与等の誤納額		円	
誤納を生じた理由			
誤納額の計算内容	給与の種類	年月別	区分
			人 員
			支給金額
			税 額
			納付年月日 納付先税務署
		徴収高計算書に記載したもの (A)	人 円 円
		正当計算によるもの (B)	
		差引 (A-B)	
摘 要			<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し 添付書類

税 理 士 署 名 押 印 ◎

※ 税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力
	決裁	・ ・						
	処理	・ ・	(摘要)					

22.06 改正

(源 1 4 2 4)

(規格 A 4)

改 正 前

(236 源泉所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税の誤納額充当届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	◎	
	下記の金額を平成 年 月分の給与所得から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。		
充当しようとする給与等の誤納額		円	
誤納を生じた理由			
誤納額の計算内容	給与の種類	年月別	区分
			人 員
			支給金額
			税 額
			納付年月日 納付先税務署
		徴収高計算書に記載したもの (A)	人 円 円
		正当計算によるもの (B)	
		差引 (A-B)	
摘 要			<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し 添付書類

税 理 士 署 名 押 印 ◎

※ 税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力
	決裁	・ ・						
	処理	・ ・	(摘要)					

20.06 改正

(源 1 4 2 4)

(規格 A 4)

改正後

改正前

(260 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

(260 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)

様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項:
(省略)

2 還付請求金額に関する事項:
Details of Refund
(1) 還付を請求する還付金の種類:(該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6。))
Kind of Refund claimed: (Check applicable block below (Note 6).)
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

(2) 還付を請求する金額:
Amount of Refund claimed
¥ 円

(3) 還付金の受領場所に関する希望:(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund: (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項:
(省略)

2 還付請求金額に関する事項:
Details of Refund
(1) 還付を請求する還付金の種類:(該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6。))
Kind of Refund claimed: (Check applicable block below (Note 6).)
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

(2) 還付を請求する金額:
Amount of Refund claimed
¥ 円

(3) 還付金の受領場所に関する希望:(該当する下記の□欄に✓印を付してください。)
Choice of place of receipt of the Refund: (Check applicable block below.)
□日本国内で受領する。.....これに✓印を付した場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan:.....In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.

□第1号(Subparagraph 1) に掲げる還付金
□第3号(Subparagraph 3) Refund in accordance with the relevant subparagraph
□第5号(Subparagraph 5)
□第7号(Subparagraph 7)
□日本国内の預金口座
a Japanese bank account
□日本国外の預金口座
a bank account outside Japan
支店住所(国名、郵便名) Branch Address (Country, City):
□ ゆうちょ銀行の貯蓄口座
an ordinary savings account at the Japan Post Bank
□ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合
the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)

□第1号(Subparagraph 1) に掲げる還付金
□第3号(Subparagraph 3) Refund in accordance with the relevant subparagraph
□第7号(Subparagraph 7)
A 預金口座に振込金を希望する場合
If the Recipient prefers receiving via bank transfer
銀行 店 預金種類及び口座番号 口座名義人
Bank Branch Account and Number Name
B ゆうちょ銀行の貯蓄口座に振込金を希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the Japan Post Bank
貯蓄口座の記号番号 口座名義人
Account Number of ordinary Deposit Name
C 郵便局等の窓口受取りを希望する場合
If the Recipient prefers receiving at the Japan Post Bank or the post office
□日本国外で受領する。.....これに✓印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan.....In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、郵便名) Branch Address (Country, City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯蓄口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		==		
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			==	==

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、郵便名) Branch Address (Country, City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯蓄口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		==		
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			==	==

3 支払者に関する事項
Details of Payer
(省略)

3 還付を請求する税額の源泉徴収をした所得の支払者に関する事項
Details of Payer who withheld the Income Tax to be refunded
(同左)

4 源泉徴収義務者の証明事項:
Items to be certified by the withholding agent

4 所得の支払者の証明事項:
Items to be certified by the Payer

1) 所得の種類 Kind of Income	2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	3) 所得の支払金額 Amount paid	4) ③の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on ③	5) ④の税額の納付年月日 Date of Payment of ④	6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded (④)-(⑥)
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

1) 所得の種類 Kind of Income	2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	3) 所得の支払金額 Amount paid	4) ③の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on ③	5) ④の税額の納付年月日 Date of Payment of ④	6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded (④)-(⑥)
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者
Signature of withholding agent 印

Date 年 月 日 所得の支払者
Signature of Payer of Income 印

(省略)

(同左)

改 正 後	改 正 前
<p>(260 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>還付請求書の提出について</p> <p>1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。</p> <p>2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。</p> <p>還付請求書の記載について</p> <p>5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/>第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p><input type="checkbox"/>第3号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p><input type="checkbox"/>第7号…… 租税条約の規定が及ぼして適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p style="text-align: center;">INSTRUCTIONS</p> <p>Submission of the FORM</p> <p>1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.</p> <p>2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.</p> <p>3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.</p> <p>4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.</p> <p>Completion of the FORM</p> <p>5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.</p> <p>6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.5... For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.</p>	<p>(260 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>還付請求書の提出について</p> <p>1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。</p> <p>2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。</p> <p>還付請求書の記載について</p> <p>5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/>第1号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p><input type="checkbox"/>第3号…… (1)以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p>(追加)</p> <p><input type="checkbox"/>第7号…… 租税条約の規定が及ぼして適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合</p> <p style="text-align: center;">INSTRUCTIONS</p> <p>Submission of the FORM</p> <p>1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.</p> <p>2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.</p> <p>3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.</p> <p>4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.</p> <p>Completion of the FORM</p> <p>5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.</p> <p>6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in the case other than above.</p> <p><input type="checkbox"/>Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.</p>

改 正 後

改 正 前

(261 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

(261 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
For official use only

承	請求金額	円
認	充当金額	円
認	還付金額	円
その他		
納付日	・ ・ ・	充当の申出日
通信日付印	・ ・ ・	確認印

(税務署整理欄)
For official use only

承	請求金額	円
認	充当金額	円
認	還付金額	円
その他		
納付日	・ ・ ・	充当の申出日
通信日付印	・ ・ ・	確認印

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
～ 2 還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項；

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項；
～ 2 還付の請求をする者（対価の支払を受ける者）に関する事項；

(省 略)

(同 左)

- 3 還付請求金額に関する事項；

- 3 還付請求金額に関する事項；

Details of the refund

Details of the refund

- (1) 還付を請求する金額；

- (1) 還付を請求する金額；

Amount of Refund claimed

Amount of Refund claimed

¥ 円

¥ 円

- (2) 還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の口欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

- (2) 還付金の受領場所に関する希望；（該当する下記の口欄に✓印を付してください。）
Choice of place of receipt of the Refund; (Check applicable block below.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名)Branch Address (Country, City)			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank		＝		
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)			＝	＝

- 日本国内で受領する。……………これに✓印を付けた場合は、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。
Receive in Japan ……………In this case, fill out the following blanks for the place of receipt of refund.

A 預金口座に振込みを希望する場合

If the Recipient prefers receiving via bank transfer

銀行 _____ 店 _____ 預金種類及び口座番号 _____ 口座名義人 _____
Bank _____ Branch _____ Account Number _____ Name _____

B ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

If the Recipient prefers receiving via ordinary Deposit transfer at the Japan Post Bank

貯金口座の記号番号 _____ 口座名義人 _____
Account Number of ordinary Deposit _____ Name _____

C 郵便局等の窓口受取りを希望する場合

If the Recipient prefers receiving at the Japan Post Bank or the post office

□日本国外で受領する。……………これに✓印を付した場合は、還付を受ける者又はその代理人に直接送金します。
Receive outside Japan ……………In this case, the refund will be made directly to the Recipient or his Agent.

- 4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；

- 4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項；

～ 8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；

～ 8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項；

(省 略)

(同 左)

- 9 その他参考となるべき事項(注11)；
Others (Note11)

- 9 その他参考となるべき事項(注10)；
Others (Note10)

(以下省略)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過の取扱い) この法令解釈通達による改正後の 121 から 174 までの取扱いについては、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。</p>	<p>(新 設)</p>